日露戰爭要覽

蓮沼義意編

東京 盛文社發行

明治
39 11 14
內交

勅詔

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル
汝有衆ニ示ス
朕茲ニ露國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海軍ハ宜ク全力ヲ極メテ露國ト
交戰ノ事ニ從フヘク朕カ百僚有司ハ宜ク各〻其ノ職務ニ率ヒ其ノ權
能ニ應シテ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ凡ソ國際條規ノ範圍ニ
於テ一切ノ手段ヲ盡シ遺算ナカラムコトヲ期セヨ
惟フニ文明ヲ平和ニ求メ列國ト友誼ヲ篤クシテ以テ東洋ノ治安ヲ永
遠ニ維持シ各國ノ權利利益ヲ損傷セスシテ永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ
保障スヘキ事態ヲ確立スルハ朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ旦暮敢テ
違ハサラムコトヲ期ス朕カ有司モ亦能ク朕カ意ヲ體シテ事ニ從ヒ列
國トノ關係年ヲ逐フテ益々親厚ニ赴クヲ見ル今不幸ニシテ露國ト釁
端ヲ開クニ至ル豈朕カ志ナラムヤ帝國ノ重ヲ韓國ノ保全ニ置クヤ一

日ノ故ニ非ス是レ兩國累世ノ關係ニ因ルノミナラス韓國ノ存亡ハ實ニ帝國安危ノ繫ル所タレハナリ然ルニ露國ハ其ノ清國トノ明約及列國ニ對スル累次ノ宣言ニ拘ハラス依然滿洲ニ占據シ益々其ノ地歩ヲ鞏固ニシテ終ニ之ヲ併呑セムトス若シ滿洲ニシテ露國ノ領有ニ歸センカ韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク極東ノ平和亦素ヨリ望ムヘカラス故ニ朕ハ此ノ機ニ際シ切ニ妥協ニ由テ時局ヲ解決シ以テ平和ヲ恒久ニ維持セムコトヲ期シ有司ヲシテ露國ニ提議シ半歲ノ久シキニ亘リテ屢次折衝ヲ重子シメタルモ露國ハ一モ交讓ノ精神ヲ以テ之ヲ迎ヘス曠日彌久徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ陽ニ平和ヲ唱道シ陰ニ海陸ノ軍備ヲ增大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス凡ソ露國カ始ヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ毫モ認ムルニ由ナシ露國ハ既ニ帝國ノ提議ヲ容レス韓國ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ帝國ノ國利ハ將ニ侵迫セラレムトス事既ニ茲ニ至ル帝國カ平和ノ交涉ニ依リ求メムトシタル將來ノ保障ハ今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ナルニ倚賴シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名御璽

明治三十七月二月十日

詔勅

朕東洋ノ治平ヲ維持シ帝國ノ安全ヲ保障スルヲ以テ國交ノ要義ト爲シ夙夜憚ラス以テ皇猷ヲ光顯スル所以ヲ念フ不幸客歲露國ト釁端ヲ啓クニ至ル亦寔ニ國家自衛ノ必要已ムヲ得ザルニ出テタリ開戰以來朕カ陸海ノ將士ハ內謀盡防備ニ勤メ外進攻出戰ニ勞シ萬艱ヲ冒シテ殊功ヲ奏スル在廷ノ有司帝國議會ト亦善ク其職ヲ盡シテ以テ朕カ事ヲ奬メ軍國ノ經營內外ノ施設其ノ緩急ヲ愆ラス億兆克ク儉ニ克ク勤メ以テ國費ノ負荷ニ任シ以テ貲用ノ供給ヲ豐ニシ擧國一致大業ヲ賛襄

シテ帝國ノ威武ト光榮トヲ四表ニ發揚シタリ是固ヨリ我ガ皇祖皇宗ノ威靈ニ賴ルト雖モ抑文武臣僚ノ職務ニ忠ニ億兆民庶ノ奉公ニ勇ナルノ致ス所ナラズムバアラズ爰ニ二十閱月帝國ノ地歩既ニ固ク帝國ノ國利既ニ伸ブ朕ノ恒ニ平和ノ治ニ汲々タル豈徒ニ武ヲ窮メ生民ヲシテ永ク鋒鏑ニ困マシムルヲ欲セムヤ

嚮ニ亞米利加合衆國大統領ノ人道ヲ尊ビ平和ヲ重ンズルニ出デ、日露政府ニ勸告スルニ講和ノ事ヲ以テスルヤ朕ハ深ク其好意ヲ諒トシ大統領ノ忠言ヲ容レ乃チ全權委員ヲ命ジテ其事ニ當ラシム爾來彼我全權ノ間數次會商ヲ累ネ我ノ提議スル所ニシテ始メヨリ交戰ノ目的タルモノト東洋ノ治平ニ必要ナルモノトハ露國其要求ニ應ジテ以テ和好ヲ欲スルノ誠ヲ明ニシタリ朕全權委員ノ協定スル所ノ條件ヲ覽ルニ皆善ク朕ガ旨ニ副フ乃チ之ヲ嘉納批准セリ朕ハ茲ニ平和ト光榮トヲ併セ獲テ上ハ以テ祖宗ノ靈鑒ニ對ヘ下ハ以テ丕績ヲ後昆ニ貽スヲ得ルヲ喜ビ汝有衆ト共ノ慶ヲ偕ニシ永ク列國ト治平ノ慶ニ賴ラムコトヲ思フ今ヤ露國亦既ニ舊盟ヲ尋デ帝國ノ友邦タリ則チ善隣ノ誼ヲ復シテ更ニ益敦厚ヲ加フルコトヲ期セザルベカラズ

惟フニ世運ノ進歩ハ頃刻息マス國家内外ノ施政ハ一日ノ懈ナカラムコトヲ要ス假武ノ下益兵備ヲ修メ戰勝ノ餘愈治教ヲ張リ然シテ後始テ能ク國家ノ光榮ヲ無疆ニ保チ國家ノ進運ヲ永遠ニ扶持スヘシ勝ニ狃レテ自ラ裁抑スルヲ知ラズ驕怠ノ念從テ生スルカ若キハ深ク之ヲ戒メサルヘカラス汝有衆其レ善ク朕カ意ヲ體シ益其ノ事ヲ勤メ益其ノ業ヲ勵ミ以テ國家富強ノ基ヲ固クセムコトヲ期セヨ

御名御璽

明治三十八年十月十六日

勅語

朕カ親愛スル帝國陸海軍人ニ告ク

朕嚮ニ汝等ニ示スニ軍人ノ精神タル訓規五ヶ條ヲ以テシ明治二十七八年戰役終ルヤ深ク邦家ノ前途ヲ念ヒ更ニ汝等ニ諭示スル所アリ爾來十閱年朕カ陸海軍ハ世界ノ進運ニ伴ヒ經校大ニ其歩ヲ進メタリ不幸ニシテ客歲露國ト啓ヲ啓キシヨリ汝等協力奮勵各其任務ニ從ヒ籌畫宜シキヲ得攻戰機ヲ制シ陸ニ海ニ嚮古ノ大捷ヲ奏シ帝國ノ威武ヲ宇內ニ宣揚シ以テ朕カ望ミニ副ヘリ

朕ハ汝等忠誠勇武ニ賴リ出師ノ目的ヲ達シ上ハ　祖宗ニ對シ下ハ億兆ニ臨ミ天職ヲ盡スコトヲ得タルヲ懌ヒ深ク其戰ヒニ死シ病ニ斃レ又瘢痍ト爲リタル者ヲ悼ム

朕今露國ト和ヲ講ス惟フニ我軍ノ名擧ハ帝國ノ光榮ト共ニ更ニ汝等ノ責任ヲ重カラシメ國運ノ隆昌亦汝等ノ努力ニ待ツコト大ナリ汝等其能ク朕カ意ヲ體シ留リテ軍隊ニ在ル者ト散シテ鄕關ニ歸ル者トヲ問ハズ常ニ朕カ訓諭ヲ服膺シテ朕カ股肱タルノ本分ヲ守リ益勵精以テ報效ヲ期セヨ

明治三十八年十月十六日

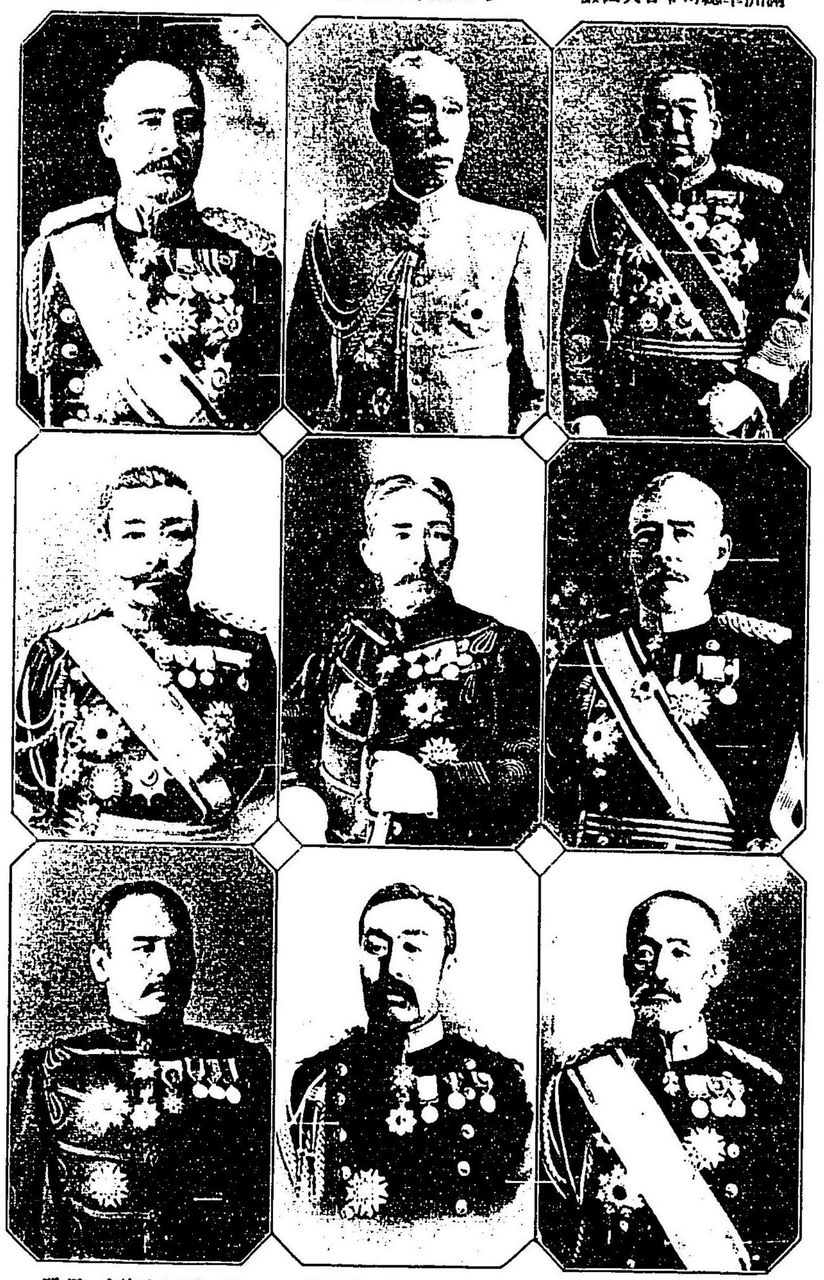

滿洲軍總司令官大山巖　　參謀總長山縣有朋　　滿洲軍總參謀長兒玉源太郎

第一軍司令官黑木爲楨　　第四軍司令官野津道貫　　第二軍司令官奥　保鞏

第三軍司令官乃木希典　　鴨綠江軍司令官川村景明　　韓國駐劄軍司令官長谷川好道

軍令部長伊東祐亨　聯合艦隊司令長官東郷平八郎　第二艦隊司令長官上村彦之丞

第三艦隊司令長官片岡七郎
第四戰隊司令官瓜生外吉

第二戰隊司令官三須宗太郎
第三戰隊司令官出羽重遠

第一戰隊司令官梨羽時起
聯合艦隊參謀長島村速雄

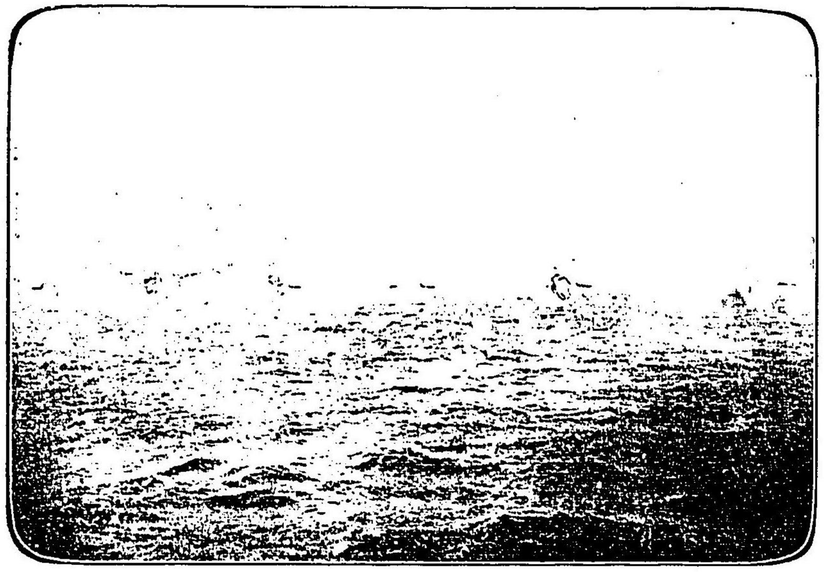

日本海ノ海戦廿七日敵ニ猛火ヲ與フルノ實景

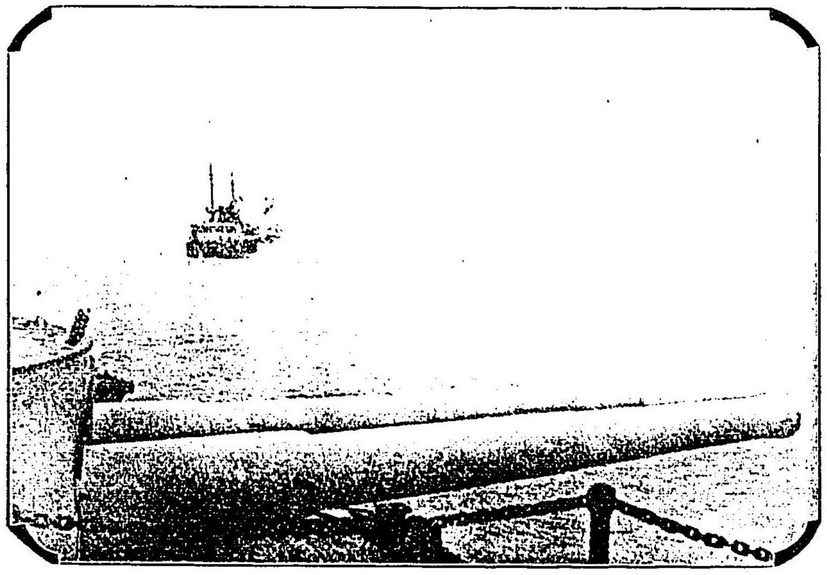

黄海ノ戦我艦隊將ニ發砲セムストルノ景

奉天停車場ニ集積セル敵ノ藥莢

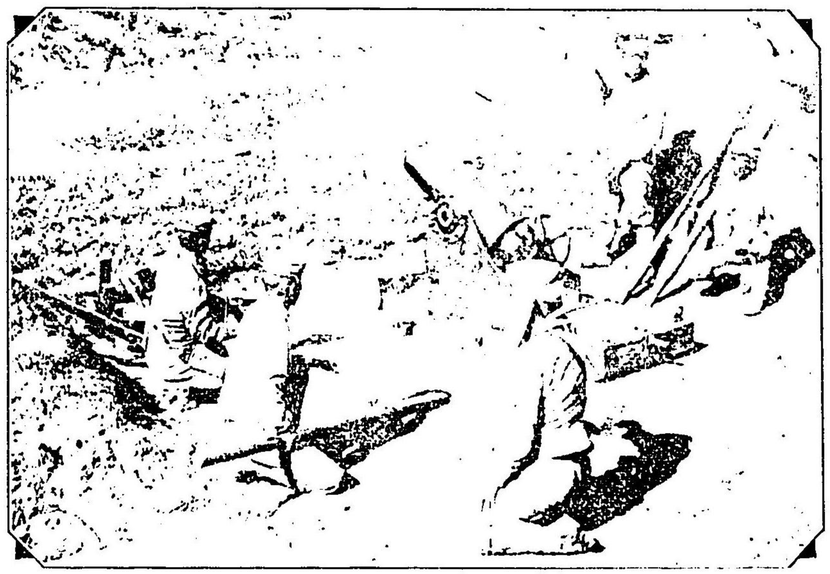

旅順ニ龍山砲臺ヲ砲撃セル我巨砲

發行の主意

三十七八年の戰役は、名分正しき仁義の軍とは云へ、新進の小弱國と思はれし我國が、世界最大の強勇國と認められし露國と戰ひ、海に陸に連戰連勝。全世界を驚かし、光輝ある終局を收めて、克く交戰の目的を達したり、乃ち、此戰役の顚末は、國民の終生忘れられざるは勿論、子々孫々に傳へて、敎訓奬勵に資せざるべからざるなり、是に於て乎、戰役の事を錄せる書籍あり、然れども、大部のものは、其價の點に於ても每家必しも之を備ひ難き憂あり、且、繙讀に易からざる人もなきにあらず。然らば之を記臆にのみ賴まむか、年月の經過に從ひ、場所を誤り時日を誤り、果ては、其事實をも失ふに至るを免れず否、既に今日にても、突然に問るゝときは、重要なる地占領の月日すら正確に答ひ得る人は少かるべし、故に、備忘の料として、摘要簡にして見るに便に、代金小にして求るに易き書籍の提供は、國民の等しく要求せらるゝ所なるべしと雖、未だ此要求を滿すべき適當の書あるを見ず、是を以て此簡明なる「日露戰爭要便」を編纂せり、而かも其價は僅に一本の晩酌一日の煙草代に過ぎざる少額とし、何人にも求むるに易くして、看るに便ならしむ、若し、幸に紀念の資料となり、子孫の敎訓に裨補する處あらば、眞に編者の光榮なり。

明治三十九年十一月三日

蓮沼義意謹識

日露戰爭要覽目次

第一章　交戰の原因……一
第二章　動員令と皇師の出陣……三
第三章　宣戰と大本營設置……五
第四章　海軍各方面の戰況……六
第五章　陸軍各方面の戰況……八
第六章　旅順攻撃と開城……一二
第七章　遼陽の大野戰……二一
第八章　沙河の大會戰……二四
第九章　黑溝臺の會戰……二七
第十章　奉天の決戰……二七
第十一章　日本海の大海戰……三一
第十二章　北韓軍の活動……三九
第十三章　樺太の占領……四〇

第十四章　露領沿海州の偵察……四一
第十五章　講和談判と平和克復……四一
第十六章　日英同盟……五〇
第十七章　日韓條約……五二
第十八章　日清條約……五三
第十九章　陸海軍の凱旋式……五六
第二十章　死歿者の祭祀……六三
第廿一章　論功行賞……六四
第廿二章　結論……六五

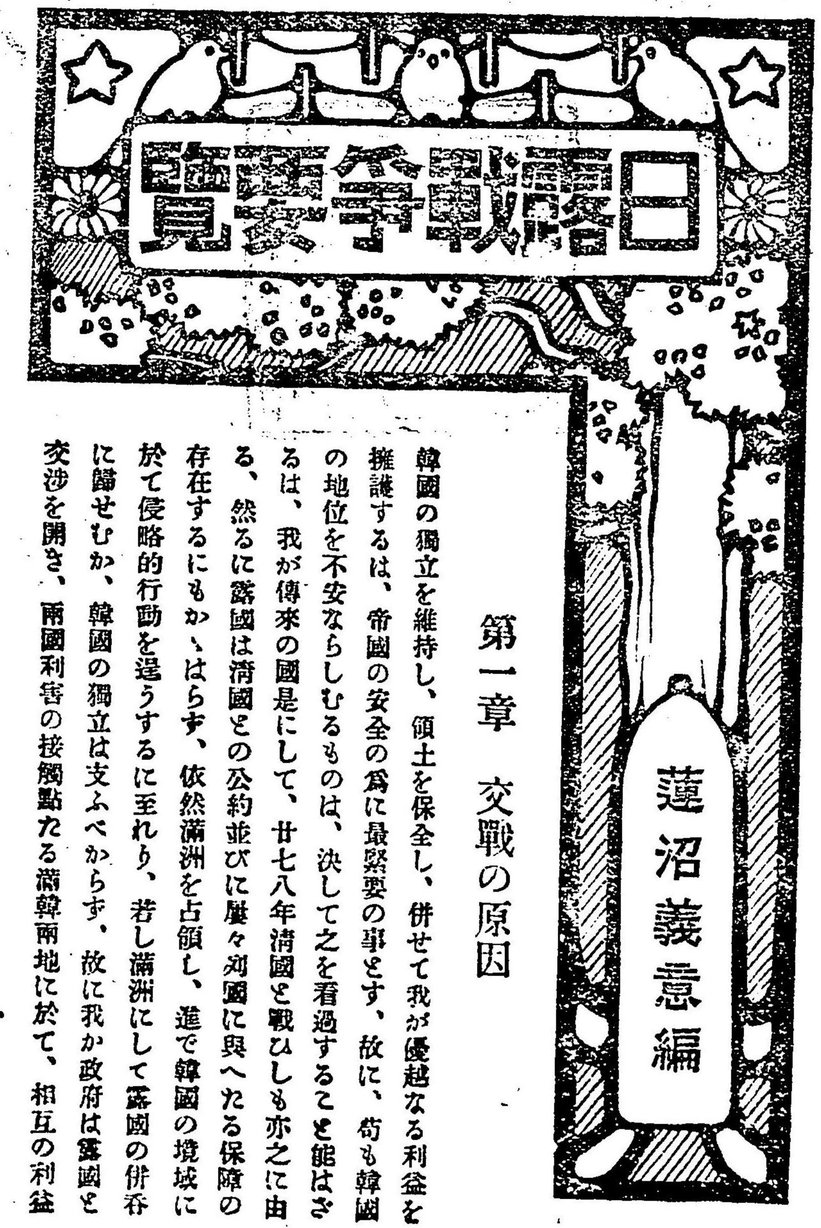

第一章　交戰の原因

韓國の獨立を維持し、領土を保全し、併せて我が優越なる利益を擁護するは、帝國の安全の爲に最緊要の事とす、故に、苟も韓國の地位を不安ならしむるものは、決して之を看過すること能はざるは、我が傳來の國是にして、廿七八年清國と戰ひしも亦之に由る、然るに露國は清國との公約並びに屢々列國に與へたる保障の存在するにもかゝはらず、依然滿洲を占領し、進で韓國の境域に於て侵略的行動を逞うするに至れり、若し滿洲にして露國の併呑に歸せむか、韓國の獨立は支ふべからず、故に我か政府は露國と交涉を開き、兩國利害の接觸點たる滿韓兩地に於て、相互の利益

的に調理し、以て東亞の和局を恒久に維持せむことを期し、卅六年七月下旬此希望を通じたるに、彼は欣むで同意したるを以て、其八月十二日在露京栗野公使をして協商の條件を提出せしめしに、彼は熟判を我東京に於て爲さむことを望み、十月三日に至り清國の主權及び領土保全を尊重することを約するを拒み、各國商工業上機會均等の主義を維持することを拒み、滿洲及び其沿岸は全然日本の利益範圍外と爲し、韓國に關しては我日本の自由行動に種々の制限を付し、殆と我提案の骨子を除きたる對案を提出せり、仍て我政府は一々修正を加へ十月卅日之を彼に致したるに十二月十一日に至り、滿洲に關する條項を删り、今回の協商を以て單に韓國に關するもの丶みとせる、益々不當の提議なりしも猶忍びて再考を求めたり、然るに彼は一月六日に至り、更に要領を得ざる回答を爲せり、故に我政府は飽く迄我修正案を堅持するに決し、十三日重ねて再考を求め、數回其決答を促せしも、彼は回答を爲さず、嗚呼、我政府は始終穩和と公平とを以て政綱とし、毫も難きを求めず、唯露國が屢々任意に壁明したる主義を明確に承認せむことを求むるに過ぎざるも、彼は飽く迄之を倹拒し加ふるに屢丶回答を不當に遷延しつ丶、一方に於ては海陸の軍備を充實し、其大兵は既に韓國の境上を壓せり、我は衷心實に平和を念ふに切なるが故に、忍び難きに忍び來りしも、露國の行動は欺騙術策を弄して、陰に戰備を調ひ以て我帝國を誤むとす、最早忍容の道なきに至れり、茲に於て、我政府は二月五日栗野公使に訓電して國交斷絶を通告せしめたり、乃同公使は翌六日之を露政府に致して露京を引揚げ我國駐在の露公使ローゼンには、二月八日我國より撤退を要求し、兩國は遂に干戈の間に相見るの不幸を來せり。

嗚呼、十年の昔、世界人道の爲、東洋平和の爲に起したる義軍に、幾多の生靈と國帑とを捐て丶贏ち得たる戰捷の効果を、莽然我より奪取たるものは、實に彼露國なり、其時の口實は如何、廿八年四月廿三日、彼が公使より、我政府に致したる書中「遼東半島を日本にて所有するは、啻に清國の首府を危くするの虞あるのみならず、極東永久の平和に對し障害を與ふる云々」と云へりしにあらずや、惟ふに遼東還付當時の慘憺たる心事に至ては、茲に細說するまでもなく我五千萬同胞の肝に銘じて忘れざる所たり、要するに此十年間は全く休戰時代にして、國民皆武裝の心にて働き陣營生活の意にて過ぎ、君國の爲、東洋平和の爲、世界人道の爲と、急劇なる軍備の擴張も、過重なる增稅も、甘じて之に耐え、唯其時機の到來に備へしなり、而して今や所謂其時機到りて、十年の宿怨をはらすべき秋は來れるなり、嗚呼、擧國一致の忠勇至誠、誰か能く之に敵せむや。

第二章　動員令と皇師の出陣

二月五日國交斷絶の通告と共に、我國は軍事的自由行動を取るに決し、急電四方に飛び、陸軍には動員令、艦隊には交戰態度を執るべき命令下り戰鬪の準備一夜にして成る、六日佐世保に在て命令を受けたる東鄕聯合艦隊司令長官は、直に各艦長會議を開きて軍議を凝し、戰鬪艦朝日、三笠、初瀨、敷島、富士、八島の六隻は梨羽少將統帶し巡洋艦千歲、高砂、笠置、吉野の四隻は出羽少將之を統帶し、東鄕中將之が司令長官たり、次に裝甲巡洋艦出雲、磐手、吾妻、八雲、淺間、常磐等は三須少將之を統帶し、浪速、高千穗、須磨、明石等は飛生少將之を統帶し、上村中將之が司令長官たり、此外水雷驅逐艦、水雷艇を

伴ひ、威風堂々舳艫相啣むで午後三時佐世保を抜錨し、七日正午朝鮮某海面に集合せるもの總て五十餘隻なり、先づ報知艦明石をして敵艦を偵察せしめしに、敵艦隊の大部は旅順口外に碇泊しアリヤーク、コレーツの二艦は仁川に碇泊せることを知りたれば、爪生第四戰隊を仁川に向はしめ、他の第一二三戰隊は東郷長官自之を率ゐ、驅逐艦水雷艇を本隊の左右に從ひ萬一を警戒しつゝ旅順に向て進航せり。

◎海の第一戰（仁川の露艦撃沈）　爪生第四戰隊六隻は若干の水雷艇を率ゐ、二月八日午前仁川に到り、英、米、佛、伊等の各國軍艦に對し禮砲を放つや、敵艦の狼狽譬ふるに物なく、コレーツは夜陰に乘じて逃走を企しかば、直に水雷艇をして尾行せしめしに、血迷ふてか我に向て砲火を開き敵意を示したり、然れども、我既に港外を封せるを以て遂に逃走を果す能ずして、復た港内に昇居せり、乃ち爪生長官は在泊の各國軍艦及び領事に決意を通告し、敵艦には我に對して發砲したるを以て、明九日正午までに港外に出て、雌雄を決せよと通告せり、彼は則我召喚に應じて月尾島西の血戰場に出來れり、我艦隊は千代田を主として之に應戰し、卅五分間にしてコレーツの艦体は破壞されアリヤーク亦檣を折られて運動自在ならず、辛うじて港内に退却し、兩艦は付屬汽船スンカリーと共に自爆發沈沒せり、而して、我には一の損害なし、此報の大本營に到るや、十日爪生司令官に優渥なる勅語を賜ふ。

◎第一回の旅順攻撃　旅順に向ひたる本隊は、八日の夕旅順口を距る東方六十海里の海面に達し、先づ驅逐艦隊を分ちて旅順と大連とに向はしめ、是より先き敵艦隊は港外に出て戰闘陣形を作り、水雷驅逐艦十三隻を前方に配置して我水雷艇の夜襲に備ひたり、時正に深夜、我驅逐隊は日本海軍の特技を發揮するは正に此時なりと、四顧瞑濛の間を潜駛して直に港口に進みたるに、敵艦は探海燈を以て

盛に我航路を探索す、我は之に屈せず三千米に迫つて十八隻の驅逐隊は各一發づゝの水雷を發射し、殊に敵の司令長官スタルクの坐乘せる旗艦レトヴザサンを始め戰艦ッエザレヴィッチ巡洋艦パルラタは皆傷られて半沈沒の姿となり、大艦三隻は既に戰闘力を失へり。

さて本艦隊は、驅逐隊を出して日も暮れたれば、迂回して九日の未明先づ第三戰隊を旅順に近寄らしめて敵の情勢を探らしめ、午後に至り將卒何れも　陛下の萬歳を唱ひて將に戰はむとする時、敵は半沈沒艦より砲火を放つや之を相圖として黄金山、老鐵山の諸砲臺より頻に發砲せり、即我艦隊は之に應じて沈着に交戰せり、而して敵艦はノーウイッチと覺しき只一隻、四千米の距離に進み來りしが、我砲撃に恐れて忽逃歸れり、是に於て我は砲撃を中止し、隊伍正々朝鮮海に引上げたり、右の戰報大本營に達するや、十二日東郷司令長官に優渥なる勅語を賜ふ（重なる戰闘には勅語を賜しが以下之を省記す）

第三章　宣戰と大本營設置

仁川、旅順の海戰ありし翌十日、宣戰の　大詔煥發せらる、露帝も亦此日を以て宣戰を布告せられたりと雖、文義滅裂、正邪は一見にして甄別せらる。宣戰を公布せさせ給ふや、十二日を以て宮中に大本營を設置し、神宮並びに神武、孝明兩御陵其他全國の官國幣社に勅使を差遣して奉告の祭典を行はせられ又全國各師團長會議、地方長官會議の召集あり、文部大臣亦戰時の教育方法に就き特に訓令を發する等用意周到盡せざる所なし。

第四章　海軍各方面の戰鬪

◎第一回の浦鹽攻撃　浦鹽斯徳とは東方の覇者と云ふ義にして、太平洋に於ける露國の根據地、彼得大帝灣に突出せるムラヴィヨーフ、アムールスキー半島の南端に「く」字形を爲せる金角灣に臨み、北緯四十三度七分、東經百三十一度五十四分に位し、港内水深くして一萬噸の巨艦も埠頭に横付くることを得、冬は堅氷に鎖さるれども、東洋有數の良港にして規模廣大防備嚴重なり、さて我上村中將は三十七年三月初七隻の艦隊を率ゐ浦鹽に向て發航し、五日朝鮮海岸進航中、烈風の爲舷側甲板皆氷結非常に困難し、翌六日港外に近つき砲臺を砲撃せしも、敵は應戰せず、故に進て間接に市街を砲撃して引上げ七日にはアメリカ灣其他を偵察して我根據地に歸着せり。

◎繁榮丸の遭難　三月廿六日東京大坂兩朝日新聞社の通信船繁榮丸は砲碳島近海にて敵艦の爲に撃沈せらる。

◎鴨綠江畔の挾撃　四月十日海門艦長は山口中尉に命じ江畔の敵情を偵察せしめしに、龍巖浦西南に上陸せむとしつゝある露兵を發見し、先に左岸に到着せる我騎兵斥候隊と水陸力を協せて之を撃退し、爾來小接戰屢々行はれ廿五日摩耶艦長は分遣隊をして江を遡航せしめ威嚇砲撃を行ひ、廿七、八、九の三日は陸軍の架橋及び進撃の準備に過ぎ、卅日は九連城攻撃の日なるを以て、分遣隊は二時間に至る砲撃を行ふ。

◎浦鹽艦隊の蠢行　浦鹽に蟄伏せし敵艦クロモボイ以下の一隊は、四月廿五日元山沖に現出て我小汽船五洋丸を撃沈せり。又此日萩浦丸も敵艦の爲に撃沈せらる、我艦隊に向ては接戰の勇氣なく、頻に通常船に暴行を加ふる敵の陋劣惡みても餘ありと云ふべし。

◎浦鹽の再攻撃　四月廿三日再浦鹽港に向て進發せし上村艦隊は、元山沖以北にて非常の濃霧に逢ひ、廿六日朝辛うじて歸着せしも、此間歩兵卅七聯隊第九中隊を乘せたる金州丸は敵艦に撃沈せられ、乘員の大部は死歿せり、斯くて我艦隊は卅日浦鹽に向ひ盛に砲撃を加ひ、五月一日無事元山に歸る。

◎第二軍上陸の掩護　第二軍の一部は五月五日を以て遼東半島に上陸を開始せり、王師の向ふ所宛も無人の境を行くが如く、半島亦將に我馬蹄にかゝらむとす、即我第三艦隊は前日來掩護陸揚の任に當れり。

◎玄海灘の慘事　敵の浦鹽艦隊は屢々南下を企て、曩には金州丸等に暴行を加ひ、今又六月十二日水雷艇の一隊を北海道福山附近に出して掠奪を企て、巡洋艦は十五日沖ノ島と對馬との間に入て先づ和泉丸を撃沈し、次て常陸丸、佐渡丸を撃沈し、大艦にも壹岐對馬の間迄來り、切に我艦隊の追撃を避け十六日午後隱岐附近を過て北方に去り、歸路英船アラント號を拿捕し、十八日福山沖にて安靜丸、八幡丸の二船を撃沈せり、聞く所に據ればスタルク中將敗北しマカロフ中將戰死の後を承けたるスクリドロッフ中將は、黒鳩禽將軍と相通ぜ浦鹽を根據地として大活動を試みむとせし由なれば、玄海灘を南下したるは十分の計畫に出たる者也、然るに一回も男らしき戰鬪を爲ずして、頻に汽船商船等に暴行を加ふるに過ぎざるは、以て其爲すなきを知るべきのみ。

◎敵艦再元山を襲ふ　六月卅日浦鹽艦隊の水雷艇八隻は再び元山を襲ひ、家屋を砲撃し汽船を撃

沈せり。

◎對馬沖の海戰　狂暴なる浦鹽艦隊三度我追索を免れて益々狂暴を逞うせしが、八月十四日又南下を企てしかば、我上村艦隊は之を蔚山沖に迎擊してリユーリツクを擊沈しロシヤ、グロムボイにも大損害を與ふ、而も擊沈敵艦の乘員六百餘名を收容救助せり、之を先に金州丸常陸丸等に施せし敵の行爲に、比すれば如何に彼の暴にして我の仁なるやを知るべし。

◎樺太の海戰　八月十日の海戰に逸走せし敵艦ノーウヰツクは膠州灣に入て逐はれ、快走力を以て太平洋を廻航し宗谷海峽を過さて浦鹽に入らむとせしが、廿、廿一兩日我對馬千歳の兩艦に邀擊せられ遂に樺太コルサコフ港に入り擱岸沈沒せり。

第五章　陸軍各方面の戰鬪

◎陸の第一戰　瓜生艦隊護衛の下に二月八日仁川に上陸したる我陸軍は、京城を經て漸次北進の途に就けり、是より先、敵の斥候騎兵は既に鴨綠江を渡て行々脅掠を逞うし、逐次南下し來り其先頭は不日將に平壤に迫らむとす、抑々平壤は京城義州間唯一の天險にして之を占領すると否とは戰局上至大の關係あるを以て、我は一日も早く之を手中に收めざるべからず、當時我海軍毎に勝を制して威武大に揚れりと雖、日本が陸戰に於て世界の强大國たる露國に勝つことを得るや否やは列國の俱に危ぶむ所、況や事大主義の韓人をや、露の騎兵が日々南下を見る毎に戰々競々、韓國の上下屢色を失ふの觀あり、則二月十六日歩兵大尉小泉義勇は、平壤に在る兵站司令部の守備を命ぜられ、一個中隊の兵を率ゐて十八日仁川港を拔錨し翌夜海州府に達し、途中非常の困苦を經て廿四日平壤に入る、兵站司令官木村中佐、新庄領事を始め居留民皆之を祝せり、かくて露兵は廿七日既に平壤の北二里の地に迫れりとの報あり、乃ち吉村中尉を七星門に、岩井少尉を靜海門に配置し、翌日未明後藤少尉以下七騎の將校斥候を放ち九時義州街道約半里も進みし時、忽敵の騎兵約百騎に遭へり、我の極て微弱なるを見るや敵は一時に鏖殺せむとす、我七騎は逸走僅に危地を脫せり、七星門に在る吉村分隊之を觀望するや、忽敵を射擊す敵乃ち大に狼狽して北方に敗走せり、是を彼我兩軍陸上衝突の初とす。

是日後發隊平壤に着したるを以て、先遣隊は更に進て順安を占し、翌日權藤中尉は安州を占領し、續て之を守備す。三月六日丸尾騎兵中尉は兵三名と通譯とを從ひて定州の偵察に向ふ、七日博川に於て敵と激戰し一等卒田所清熊戰死す、之を陸軍に於ける名譽戰死の初とす。○廿八日定州を占領し○四月三日義州を占領す、義州は滿洲に入るの要地なり、今や黑木大將の第一軍として近衛、第二、第十二三師團の大軍雲の如く鴨綠江の左岸に集中して對岸の敵と對峙す、敵兵龍巖浦に上陸を企てたれば海陸の我兵之を夾擊す。

◎鴨綠江の渡渉　我第一軍は四月廿六日より架橋準備の爲、敵を黔陸島方面に誘て戰ひつゝ上流水口鎭に架橋を爲し、卅日より渡渉五月一日九連城の總攻擊を爲し之を占領し、同安東縣、梨樹溝附近をも占領す、兩日の戰にて敵の軍團長師團長共に負傷し、負傷千餘名、捕虜將校三十名、下士卒三百餘名に及ぶ。

◎鳳凰城占領　五月六日近衛騎兵は敵を擊退して鳳凰城を占領す○七日寛甸縣及び雪裡店を占領す寛甸縣は九連城より分岐して奉天に至る通路にあり、雪裡店は鳳凰城より七里、遼陽より約三十六里の所にあり○廿一日寛甸の東北頭道溝に敵兵と衝突し其中隊長を捕獲す○廿八日吉田支隊は靉陽邊門を占領す○六月七日賽馬集を占領す○八日大孤山上陸軍の一部隊と協力して岫巖を占領す○十二日懷仁を占領す○七月四日大小摩天嶺に接戰あり敵を擊退す○六日夜城廠を占領す。

◎摩天嶺附近の激戰　七月十七日我に倍せる敵兵曉霧に乘じて襲來摩天嶺、新開嶺、小高嶺、下馬塔、樣子嶺方面に激戰あり、我第二師團兵之を擊退す

◎細河沿占領　摩天嶺の山脈にして遼陽に近き要路也、敵若之を失はゞ遼陽を守ること難し、故に摩天嶺を失ひても猶三個旅團の大兵を以て之を死守せる也、十八日我第十二師團兵は猛烈に之を擊退占領す。

◎樣子嶺占領　我軍は廿一日より楡樹林子及び樣子嶺に向ひ八月一日之を占領す。

◎第二軍の上陸　五月五日渤海灣内普蘭店附近に上陸せり、掩護の海軍陸戰隊は野元大佐、堀内少佐之を指揮し、臍に達する海中に入り徒渉して直に棧橋を架し陸揚を便にす○六日普蘭店を占領し鐵道を破壞す○此日一隊は皮子窩に向ひ敵の電線を破壞す八日龍口にて敵の守備隊と衝突す○十六日十三里寺に激戰す○十九日第十師團の一部は金州の東海大洋河口の大孤山に上陸し翌二十日王家屯の戰に殆敵を鏖殺す○廿一日高家屯附近に衝突○廿五日は一面金州を攻擊し一面南山の敵砲と交戰す、我艦隊三隻も金州灣に來て協力す、此日金州我有に歸す。

◎金州南山の占領　南山は關東半島の東北、帶の如く狹りて崛起せる高地にして、左右海に瀕し僅に一道を通ぜるのみ、所謂「夫之を守れば萬卒攻擊きの要害たり、故に我軍は旅順の第一關門として防備甚嚴重なり、五月廿六日小川將軍の第四師團を右翼とし、大島將軍の第三師團を左翼とし、中軍の第一師團は伏見宮貞愛親王殿下自陣頭に立せ給ひ、奥大將之を統べ先づ金州城を陷れ旅順の咽喉を扼せり○此役我第一野戰病院を徐家屯に設け赤十字旗を掲げありしを知りつゝ敵艦は大連灣より砲擊せり○廿七日南關嶺及び柳樹屯を占領し○卅日李家屯の敵を擊退す。

◎得利寺の激戰　南山激戰後敵は我第二軍の主力が旅順に向ひ背面は手薄ならむと想ひ、之を擊破して旅順と連絡を通せむとし、重兵を南下せしめて瓦房站以北に其勢力を集中せり、乃ち我軍は六月十四日より攻擊を始め十六日遂に之を占領す、此役十五日敵軍は我國旗を濫用したり○廿一日熊岳城占領。

◎蓋平占領　營口との連絡の爲敵の重要なる地也、我即ち七月六日より進軍を始め九日に至り之を占領す。

◎營口及大石橋占領　七月廿五日營口占領、同停車場の諸建築物は破壞、又露國の船舶は遼河上流に逃る○此日大石橋を略す、青山附近の敵陣地は約四里の間、塹壕砲臺副防禦を施し堅固なり。

◎海城及牛莊の占領　八月三日敵を擊退之を占領す。

◎大孤山上陸軍　第十師團は五月十九日海軍細谷第三戰隊の掩護を受けて九連城を距る三十八里大洋河口なる大弧山に上陸し翌廿日王家屯の敵を擊退す○廿二日高家屯附近にて敵の敗竄兵を鏖にせり○六月八日第一軍の一部隊と協力して岫巖を占領す○廿三日三道河附近を占領す○廿七日激戰の後分水

嶺を占領し、敵の一部は橋木城方向に退却せしむ、分水嶺は橋木城街道の關門なるを以て敵が約三月の間全力を注ける牛永久の築城なれば防備甚嚴なり○本軍は大孤山上陸以來土城子を破り、岫巖を略し、分水嶺を拔き未だ二月ならざるに深く敵地に入ること約三十里、而して七月廿二日には盤領通路を略取せり○橋木城は岫巖鳳凰城等より海城大石橋方面への要害なるを以て、敵は二個師團を以て固守せしめたり、我又更に攻撃軍を編制し卅日一攻撃の下に忽後方に退却せしめたり、敵の死傷は二千以上にして我收容せし死体七百に及べり。

第六章　旅順攻撃と開城

旅順は歐米諸國之を通稱してポートアーサーと云ひ、金州半島の南端に斗出せる港灣にして北緯三十八度四十七分五十秒、東經百二十一度十五分二十秒に當り港口は東南に面し、其入口幅約百五十間、港内東西一里半、南北十五丁、港を東西に分つ、東港は黄金山の背面に位し、水深く一萬噸以上の巨艦を並列するに足る、港口の正面に白玉山高く峙ち、西港は老虎尾半島の背面に位し、露國の新市街あり、旅順周圍各所の砲臺は、天然の峻嶮なる山峰崖岸を利用し、文明的技術の巧妙を極めたる最堅固なる着也重なる砲壘の所在地を列記すれば

二龍山（同名の山二ありの内）　鷄冠山　北斗山　金鷄山　案鷄山　白魚山　大坡山　東大嶺　案子山　松樹山　望臺（二龍山と鷄冠山の要所の峻山也）　兜山（案子山の東方）　白玉山　椅子山　鉸子山　望臺　寫字山　望臺　盤龍山　黒鳥倉砲臺

西陽溝（以上陸上背面防禦の爲築設せるもの）

黄金山　由頂咸（勝標嶺）（以上東港方面海岸砲壘にして陸に背面防禦に兼用せらる）

老虎尾　威遠　盤子營　饅頭山　城頭山　老鐵山（以上西港方面海岸砲壘）

旅順の砲臺は、彼の有名なる李鴻章の嘱時獨逸人の建白に基き、獨國砲兵大尉ハンテケンの設計に依り築造したる者にて、露國が占領後大に防禦施設を講究し、各要地に巨萬の資を投じて築造し、純式重砲或は舊式速射砲等を裝備し、且鐵條網猛穽等の副防禦を施し、毎砲臺砲壘は必ず八九個乃至十個の聯珠的組織を以て成り、各堡寨的掩蓋的甲裝を完備し、堅牢世界第一と稱せられ、敵の難攻不落の金城鐵壁と頼める者決して過言にあらざるなり。

旅順の攻撃に就きては、我海軍が二月九日の夜先づ敵の砲を挫きたるを初めとし、次で港口の閉塞を斷行して敵艦の脱出を防ぎしより爾來海陸兩軍は終始連絡を保ちて行動し、以て空前の大捷を得たる者なるが、其一回攻撃は卷首に錄したれば、以下海陸に分ちて其梗概を誌すべし。

（い）　海軍の前面攻撃

◎第一回襲撃　二月十三日夜より翌日にかけ大風雪を犯して襲撃す。

◎第一回閉塞　廿四日未明猛烈なる敵の砲火を採海燈を犯し天津丸外四隻を以て港口の閉塞を行ふ、天津丸は老鐵山の東海岸に坐礁し、武揚丸は其外方に沈み、報國丸は港口燈臺下に達して自坐礁し、武州丸は南東に沈み、仁川丸は饅頭山下に坐礁せり、閉塞は沈めべき船に乘込で行ふものなれば生還は固より期すべからざる壯烈無比の行動也、此決死隊七十七名は皆自志願したる勇士なるが、三名傷を

負しのみにて、他は無事なりき、斯くて我艦隊は午前十時港外にて敵の旗艦ノーウヰツク及び驅逐艦五隻に砲撃を加ひ、又同夜驅逐隊は鳩灣と大連灣を捜索し、其第三隊は港外にて攻撃し、翌廿五日は間接射撃を兼ね敵の三艦を砲撃せり。

◎第四回攻撃　三月九日夜半港外に達し、乙驅逐隊は水雷を沈設し、甲驅逐隊は翌日四時半老鐵山南方にて敵の驅逐隊六隻と激戰就中潮霞曉の三艦は敵艦と觸々相摩の接戰を爲し多大の損害を與ふ、斯、驅逐艦の接戰は海戰史上絶無なりと、又乙驅逐隊は敵の驅逐艦は敵の驅逐艦と約一時間激戰の後ステルグーシチー號を沈沒せしめ、主力艦隊は港口に間接射撃を加ふ。

◎第五回攻撃　廿一日夜より翌日にかけ艦隊の一部は鳩灣に向け、富士、八島は港内間接射撃を行ふ、敵艦は我艦隊を誘致せむとせしも、大戰に至らずして止む。

◎第二回閉塞　曩に港口閉塞の壯擧を以て世界を驚したる我艦隊は、三月廿七日午前三時再閉塞を決行千代丸は黄金山海岸に爆沈、福井丸は其前方にて敵の水雷に中り、彌彦丸は其左側に出て爆沈、米山丸は港口水道に沈沒せり、未だ完全に通路を閉塞し得ざりしと雖、敵艦の出入を困難ならしめし効は甚大なり、軍神と崇敬せらるゝ廣瀬中佐（武夫）の戰死は、此時にして中佐は福井の乘員を端舟に移し、杉野兵曹長の見えざる爲三度船内を捜索して得ず、端舟に下りし際敵彈に中り、一片の肉塊を殘せるのみにて、海中に墜落して其影をとゞめずなりぬ。

◎第七八回攻撃　四月十二日夜港口に近づき機械水雷を沈設し、翌日黎明敵の驅逐艦を撃沈す。是より先スタルク提督召還されて有名の戰術家たるマカロフ中將代て提督となり開戰以來の損傷艦の假修理を加へ居しが、今僅に成しを以て十三日午前旗艦ペトロパウロウスク以下七隻我に向て砲撃を始む、然るに同旗艦は前夜蛟龍丸の沈設せし機械水雷に惹て爆沈、マカロフ提督以下六百餘名は海底に沈み、救はれたる者僅に三十餘名のみ、露帝の從兄弟たるキリル大公亦輕傷を負ふ。翌十四日再び攻撃を加ふ我新艦日進、春日は此日を以て砲撃の始とす。

◎第三次の閉塞　五月三日決行閉塞船は佐倉丸、小樽丸、遠江丸、三河丸、相摸丸、朝顔丸、愛國丸、江戸丸の八隻外に探海燈其他任務の長門丸、新發田丸、釜山丸、小倉丸之に從ふ、折柄風浪の爲中止の令下りしも信號通達せず、前進せし三河丸を先登として港口に進入し、敵の砲火と視發水雷の下に猛烈に動作して三河、遠江の二船最好位地に沈み、小樽、相摸、愛國の三船亦港口に沈み、巡洋艦以上の通航に對しては十分に閉塞せり。

◎大窪口及金州灣の掃海　廿二日より第三艦隊は大窪口海面の掃海を行ひ宮古は十四日機械水雷に觸れ沈沒す、又一隊は十五日旅順沖より掃海を始む、偶々初潮は敵の水雷に觸れて沈沒し、副艦長有森中佐以下死者四百九十四名○戰隊は更に渤海灣に入り翌十七日も掃海を行ひ陸上を砲撃す。

◎吉野艦の沈沒　十五日前夜山東角にて濃霧の爲吉野は春日と衝突沈沒す、艦長佐伯大佐以下三百十八名死歿し、九十餘名は救助せらる。

◎金州半島の封鎖　我艦隊は八回の攻撃、三次の港口閉塞を行ひ、敵をして策の施すべきなきに至らしめしが、今や陸軍も金州の險を陷れ、海陸力を協せて敵を包圍すべき時機に會せしを以て、東郷長官は五月廿六日皮子窩より普蘭店に至る以南の沿岸に對し、直接封鎖を宣言し、一切の交通を遮斷す、封

鎖は我主力艦隊の任務にして日中は遠く沖合に漂ふて警戒し、夜に入るや敵艦の航路たる山東角と朝鮮灣の西方面に進むで其脱出を防ぎつゝ百餘日の間、連日連夜之を續行せり、此間一方には陸上に於て攻圍軍と協力して援助を與へ、一方には掃海に從ふ等局外の人に知られざる困難を嘗めたるものなり。今其重なるもの三四を擧ぐれば○七月九日未明敵艦アスコリドを襲擊し○同日敵艦七隻驅逐艦七隻と數多の掃海船に會し之と砲火を交換せり○廿四日前夜鮮生角の東灣に潜伏する敵の驅逐隊を攻擊し其一隻を沈沒せしむ○廿六日我掃海隊は鮮生角方面にて敵の要塞及び砲艦と戰ひ、苦戰約一時間に及ぶ○八月五日夕我驅逐艦朧曙雷の三隻敵の驅逐艦十四隻と戰ひ之を敗走せしむ、此勇猛の動作は戰史に特筆すべき者也○八月十日敵の艦隊は全部脱出を企つ、乃我は之を三十海里の沖に誘出して交戰數合、夜に入りアスコリド、ソーヴイック外二隻は膠州灣に逃れ、驅逐艦一隻は芝罘に遁れ、其他は何れも損害を受けて十一日旅順口に逃込みたり、此戰にパルラダは轟沈し、旗艦ワエザレウヰッチに在りし司令長官ウヰットゲフト及び參謀は戰死し、其他死傷多し○芝罘に逃れし驅逐艦レシテリヌイは翌十一日我驅逐隊に捕獲せられしが、此捕獲に關し國際上抗議ありしも、我辯明に依り列國皆我公明なるを認めたり○十八日午後八時頃敵艦オトワズヌイ老鐵山前にて我機械水雷に罹り沈沒せり○廿三日敵は嶗崖嘴砲臺より頻に我攻圍軍を砲擊せるを認たる日進春日の兩艦は之を砲擊沈默せしむ○又此日敵艦セバストホリは機械水雷に罹る、九月十八日攻圍軍掩護の爲鳩灣方面に出動中の我平遠艦は敵の機械水雷に罹り波沒せり。

◎海軍陸戰重砲隊　海軍の陸戰隊は夙に第二軍の遼東半島上陸以來陸軍を掩護し來しが、攻圍線の形成と共に更に海軍陸戰重砲隊となりて攻圍軍の攻城作業を掩護し、威力を敵の要塞に加へ、且港內の敵艦隊を瞰射し多大の損害を與へたるもの甚だ多し、背面攻擊の部に重砲或は海軍砲と記せるもの是也、又艦隊も爾來時々水雷艇驅逐艦等を以てセバストホリ其他の艦船に對して攻擊を行ふ等、警戒怠る所なし。

（ろ）陸軍の背面攻擊

旅順背面第一の關門たる南山の險を陷れたるは、奥大將の第二軍にして實に五月廿六日なりしが、此日東鄕大將は東貔子窩より西金州灣に至る海面の封鎖を宣言し、茲に旅順要塞海陸包圍の中に陷り、敵の隻艦匹馬も逸出すること能ざるに至れり、かくて六月上旬より乃木大將代りて攻圍軍司令官となり、金州城に入り着々攻擊の準備に從ひ各方面に小戰鬪數次毎に擊て之を卻く○八月六日敵自水師營を火く○翌七日より大孤山を攻め八日之を占領、九日小孤山を占領せり○又我海軍砲は旅順の市街を攻め七日朝火災を起さしめ、九日敵艦レトヰザンに大損害を與へ汽船一隻を擊沈せり○十六日軍使を以て非戰鬪員避難に關する至仁の聖旨、及司令官よりの勸降書を敵軍に致さしめしに翌日聖旨には應せず勸降は拒絕する旨の回答あり、乃十九日第一回の總攻擊を開始し、右翼松村隊は一七四高地を奪ひ左翼を威脅し、大島中央隊は八里庄、五家房より小孤山の線に進み、又黑鳩禽砲臺を强襲し、左翼隊は東鷄冠山を攻擊す○廿二日工兵隊と共に盤龍山東西の舊砲臺及望臺を占領す。

◎第二回總攻擊　第一回の强襲を以て盤龍山東西の砲臺を占略したる後、工步兵を併用して日夜攻路を開鑿せしが、九月十九日第二回總攻擊を開始し、二十日海鼠山を占領す、守將負傷して將校二名と共に我が俘虜となりぬ、此山より港內の大部分を瞰望せらるゝを以て我今後の利益多し。此日右翼隊は

ステッセル砲臺を占領す。

◎二〇三高地　老虎山と稱し太平溝と石板橋との西北に當り、旅順口全体を望見すへし、故に防禦甚嚴重なり、我之を取らば旅順の死命を制すべき緊要の地なり、十九日より四日間右翼隊極力之を攻撃せしも徒に將卒の死傷を出すのみなるを以て一時攻撃を中止し〇十一月二十七日より又攻撃を始め友安右翼隊は香月隊を西南西より吉田隊を西面より又馬場中央隊は其部下をして西北面より攻め一大隊を分て赤阪山に向はしめ、重軽砲交々猛射し鉄條網を切り鹿柴を除き數回突撃せしも敵は頑として退かず、我損害益多く目的を達する能はず、乃二十八日新鋭の諸隊を增加し大迫少將當方面の總指揮官となり二十九右翼は齋藤少將左翼は吉田少將之を指揮し、卅日夜香月隊は村上隊と共に二〇三高地を占領せり、然るに敵は之を回復せむと大逆襲を爲し、翌十二月一日午前一時大激戦に渉り、村上隊は最苦戦に陥り僅に兵四十人を殘せるのみとなれり、如此なるを以て彼我の軍使相約して死傷者の收容を爲し、五日より更に攻撃を加へ齋藤部隊先西南角を奪ひ、吉田部隊は東北角を略し茲に全く二〇三高地を占領し、重軽砲を此處に移して敵の諸砲臺攻撃に充つ〇六日赤坂山は戰はずして占領せり。

◎黒鳩禽砲臺　旅順の命脈たる龍眼の水源掩護の目的を以て黒鳩禽の築ける角面堡なり、八月十九日に攻撃を加ひ廿七日三原少佐を斃ひ、九月十九日工兵と共力第二回の攻撃を爲し廿日之を占領す、此役工兵隊の奮闘は戰史上空前と稱せらる。

◎二子山　鹽敵の南に在る双峯なり、敵は巨砲を備て我を瞰射せり、十月四日西山聯隊長は特に勇士を募りて突撃し翌五日敵を撃攘す。

◎鉢巻山　占領せし盤龍山西砲臺の西南に在りて攻撃を妨ぐること大なり、十月十六日以來中央部隊は數回の突撃を以て二龍山中腹、同西北角々ひ大鐵道橋に亘る地方を占領す。

◎松樹山　十月十一日右翼隊は先づ後八里庄鐵道橋附近より突撃、奮戰十四日に至り敵を後方に卻け、廿六日第三回の總攻撃には渡邊大佐之に向ひ激戰五日に至り〇後十二月卅一日之を占領し將校二名下士卒百六十餘名を捕虜とす。

◎東雞冠山北砲臺　十月廿三日迄敵前五十米の處まで攻路を進め、後地中坑を開穿中廿六日坑道爆發し廿九日側防穹窖を發見し十二月十八日鮫島中將は砲臺を占領す。

◎P砲臺　盤龍山と東雞冠山との中間新堡壘を云ふ、十月十九日より準備し廿六日砲撃開始、卅日工兵と協力占領したれども、敵は東南西の三面より俄然瞰射を加へ一旦砲臺を奪回されたり、乃ち一戸少將は卅一日強敵を撃攘し再び占領を確實にす、是を以て一戸砲臺と稱す。

◎港内射撃　十一月一日大口徑砲を以て西港内にある汽船二隻、翌二日に一隻を撃沈し、三日より海軍砲を以て東港内造船所其他を猛撃し、又大口徑砲は望臺西北の丑砲臺に大損害を與へ東雞冠山砲臺咽喉部に命中す〇六月市街北端の武器庫と松樹山の火薬庫を爆發せり〇十九日より廿二日機器局附近に火災を起さしむ。

◎白襷隊　右翼及中央の各聯隊より選抜せる特別豫備隊あり中村少將之を指揮す、防寒襯衣に白襷をかけて死出の裝束とす、十一月廿六日乃木大將より悲壯の訓示演説あり、士氣百倍し松樹山補備砲臺を取らむとし、月を待て突撃を始め翌日に至るも僅に一小部を奪取せしのみにて目的を達せざるを以て

中止を命ぜらる。

◎旅順艦隊の全滅　二〇三高地を占領し、重砲を移し觀測所を設けし以來、港内の敵艦は隱匿すべき掩蔽物を有せされば一週間は恰も艦隊を標的として射的を行ふが如く、戰鬪艦四隻巡洋艦二隻、砲艦、運送船各一隻の八隻は廢艦となり、港外に逸逃せしセバスーポリも我水雷艇の爲に擊破せられ、十七日竟に饅頭山下に沈沒し旅順の艦隊は茲に全滅せり。

◎屍体收容及病院保護の交渉　十二月十二十四兩日は敵の軍使來て一部の休戰を約し彼我共に屍体を收容す、而して十五日には病院保護の要求あり。

◎爾餘の陣地占領　十二月廿五日に亘り右翼隊は後三羊頭、羊島、小房大劉家屯等を占領し〇廿八日には二龍山砲臺を占領し〇卅八年一月一日中央及左翼隊は望臺を占領し〇二日朝東雞冠山及Q堡壘NM兩高地を占領す。

(は)　開城降伏

守將ステツセルは生命の限り最後迄戰はむと自任せしが、難攻不落と賴める金城鐵壁盡く破れて防ぐに道なく、一萬五千の傷病者今は收容の地なく、數月間節約せし彈藥も最早殆ど盡き戰員皆困憊疲勞、其數亦五千に過ぎず、晝夜砲臺の穹窖内に奮戰せし勇士も飢餓と疲勞と過度の苦辛の爲めに其の体力を失ひ、全軍呆然自失、乃守將は一月一日幕僚將校最後の會議を開く、各將慷慨淋漓悲憤の涙に暮れ凝議の結果軍使を以て我軍に開城を申込めり、則乃木司令長官は直に之れを大本營に申告す　大元帥陛下にはステツセルが祖國の爲盡せし苦節を嘉し給ひ、武士の名譽を保たしむべき事を勅し給ふ、翌二日參謀長伊知地少將を委員として水師營に於て談判を開き開城條約及附錄の調印を了り、三日擔保の砲臺を占領し四日より諸砲臺其他一切の軍用材料官有物件の授受を終り、五日ステツセル出てゝ乃木司令官と會見す、かくてステツセル以下將校五百卅六名從卒八百六十二名は十日に宣誓の上歸國しフォーク。スミルノフ。ゴルバトフスキー。ヴイルマン諸將以下九百廿一名下士卒三萬九千三百廿二名は俘虜となり、我國に送致せらる、七日遼東海上の封鎖を解き旅順口鎭守府を設け、中將柴山矢八を司令官に任じ、十五日乃木司令官入城の式を擧行す。

嗚嗚、我幾千同胞の濺血を瀝さし旅順口は、哀むべき悲慘悛烈の末路を遂げて。敵は遂に降伏せり、泉下未だ死せざるの忠魂義魄以て瞑すべきなり。

第七章　遼陽の大野戰

遼陽は鴨綠江に蟠崛する長白山脈と遼河平原の交界線に接し、遼東半島及韓國西北部より遼河平原に通ずる諸道路の會合點にして、四通八達の要衝たり、故に我之を取らば敵をして滿洲南部に對する總ての企圖を斷念せしめ得べく、又敵之を保たば我軍の不利甚しき者あり、故に敵は從來の防備の外更に三十七年三月以來四周に砲壘を築き設堡陣を形成し、倉庫を設けて軍資を充實し、大兵を集中して一大決戰を試むと企圖せり、我滿洲軍は旅順の運命既に定まれるを見、早く既に遼陽決戰の準備を進め各方面より所在の敵を破りつゝ前進せる我各軍團は、七月末より八月三日に亘りて遼陽の外廓たる楡樹林、樣子

嶺、析木城、海城等の各要地を占領し、暫く停て滿洲の雨季に鋭を蓑ひ、雨季の終むとするや從來箇々の運動を爲せし各軍團は是より滿洲軍總司令官の下に統一せられ、黒木大將の第一軍を右翼軍、野津大將の第三軍を中央軍、奥大將の第二軍を左翼軍とし、並進して八月廿三四日には早くも遼陽を隔つる數里の地に達し、其廿五日には右翼の中央隊は敵陣の中央なる弓張嶺に銃槍突撃を行ひ、功を奏して大活劇の序幕を切れり。斯くて廿七日夕紅砂嶺附近を占領す。

又左縱隊方面の敵は步兵六十六個大隊、砲百二十門の優勢なるを以て苦戰なりしが遂に其大部を遼陽方面に退却せしむ即右翼軍は廿七日迄に遼河右岸の地區を占領し後、右及中央隊は廿九日双廟子、石咀子を占領す○卅日夜より鍊刀灣附近に船橋を架し翌日迄主力を太子河右岸に移し其一部を右岸に殘して中央軍と連繫し○右翼軍の主力は一は西方に一は烟筒鑛山に向ふ卅一日の激戰に敵のスタルク中將ロンフスキー少將負傷す○九月一、二日に亘り黒英臺西方高地を奪ふ、黒英臺は遼陽の東北約四里虎頭崖は東三里半、共に遼陽の腹背に方り敵軍退却線路の危點たり、而して烟臺は遼陽の北五里にして同停車場より石炭坑に亘る鐵道支線の南方附近は、四日之を占領せり。

中央軍及右翼軍は八月廿六日より運動を起し、海城街道に沿て前進の右翼軍は廿七日上石橋子より蘇馬臺に亘る線に達し下房鞍山站方面を攻撃す、强大の敵は抵抗せず退却せるを以て遼陽本街道の中央軍と共に追撃○翌廿八日兩軍の一部は調軍臺、大石頭、八卦溝に達し敵の退路に迫り混雑せる敵は沙河以北に退却○左翼は同時に八家子西北を退却せる敵を追撃しルトウスキー將軍及びテラーベン大佐戰死○鞍山站の險要に據れる敵の主力も我軍遼陽の側背を壓せし爲防守する能はず第二陣地たる首山堡、新立屯方面に退却○廿九日中央軍は來家臺、黒牛庄方面、左翼軍は漁家臺方面を占領す○卅日遼陽方面より來援せる優勢なる敵の爲我兩軍より派遣の一隊は苦戰に陷る○首山堡方面は左翼軍マエトウレ大趙家臺に至る線を占領せしが、此時中央軍右翼隊が危殆に瀕せし故、左翼軍に首山堡の迅速撃破を爲さしむ○各方面の敵は益增加し、陣地は堅固にして容易に近接すること能はず○左翼軍は全砲力を以て猛射し、直に總強襲を行ひしかば、頑强の敵も連日の攻撃に堪えず、三十一日の夜遂に首山堡を我占領に委せり。

九月一日、敵は遼陽方向に退却、我左翼軍の一部及び中央軍は之を追撃す、敵は太子河右岸に撤退せむとして遼陽附近に大混亂を起したり、是敵が主力全部を擧げ遽に遼陽の本根據陣地に總退却を始し、我軍が毫然總追撃を加し爲遼陽に停止することを能はず、廿餘萬の大兵を擁しながら竟に大混亂を起して倒瀾の頽勢となりし者也、此に於て左翼軍は步騎砲兵の一部を放て之を追撃し、又戰利品たる十珊半加農砲を以て遼陽停車場を砲撃せしむ、敵の大集團は猶其附近に在て頑强に抵抗せるも、我軍の包撃に依り太子河上に壓擠せられ、茲に土崩瓦解の運命に陷らむとせり。

九月二日中央軍は益進て左翼軍と共に遼陽城の南と西側の敵を攻撃す、敗殘の敵は、三日猶城外に在て抵抗せしが、此時我右翼軍の中央縱隊は既に敵の退路を扼せむとし、其右縱隊亦將に黒英臺を破て煙臺の石炭坑に突入せむとせり、斯る狀態に陷りしかば、敵は其退路を絶たれむことを恐れて、遼陽一堅城を放棄するに至り、我中央軍及び左翼軍は四日の朝全く遼陽を占領したり、敗殘の敵は潰亂雜揉遠く奉天街道に向て遁走せり、然るに、敵は三十日に至る迄猶汽車にて增援兵を遼陽に輸送したりと云ふ、而して、敵の大部隊は、四日には未だ煙台以北に退却せず、一部は迎水寺附近に停り、停車場附近の倉庫

を焼き、鐵道橋及び太子河の橋を焼て退却せり○我軍は十一日煙臺石炭坑を占領せり。

偖、敵の方畧を見るに、西は蓋平と東は賽馬集とを連絡したる直線を防禦正面とし、第一は賽馬集の西北遼陽街道、第二は遼陽本街道、第三は岫巖より海上に通ずるもの、第四は岫巖より蓋平及び大石橋に通ずる路上、第五は蓋平を經て熊岳城に南下したる者の五支隊を以て　我軍の前進を防禦せむと企てたり、若此中何れなり共、我軍を妨げ得たらむには斯く迄の大敗には、至らざりしならむに、五支隊は山岳の間に散在阻絶し、且、其防禦正面廣大に失し、聯絡絶え、事情通ぜずして、我軍の巧妙なる計略に乘せらるゝに至れる也。蓋、我軍の主力が旅順の要塞を背にして、遠く遼陽に迫りしは甚大膽なる作戰に似たりと雖、旅順の運命は深く顧慮を要するものなきに反し、遼陽の敵は侮り難く、且、猶數個軍團を增派しつゝありしかば、攻擊の期一日を遲ふせば、ろれ丈我の不利なれば、猛然起て此擧に及びし者にて此一戰は實に彼我戰局の大勢を決したる者也。

第八章　沙河の會戰

始め敵か勢力を遼陽に集中し、防備を嚴にして我を待つや、列國見て以て日露の決戰は是處に行はるべしと想像せしに、敵軍は我勇猛果敢の攻擊に堪えず、早くも退却せしに引替え、敵帥黒鳩禽は一方に於て遼陽を回復し、他方に於て旅順に聲援を與へむと、遼陽の際よりも約六個師團以上の增兵を以て渾河を渡り、威風堂々南下し來れり、此形勢を看取りたる我軍爭でか猶豫すべき、驀然北進して遭遇壓戰の態度を取り、茲に遼陽、奉天の中間なる大曠野にて、開戰以來の大會戰を演出せらるゝに至れり、然れども遼陽の大苦戰を經て未だ幾何ならざるに、早く既に輕々しく南下の攻擊に出でむことは、黒鳩禽の眞意にあらずして、實は宮廷の壓迫に依るものなりと云ふ、先づ大會戰開始の十月九日に於ける各方面の敵狀は左の如し

○我右翼軍方面　（イ）敵は威寧營より太子河の左岸に移り橋頭、本溪湖間を遮斷せり（ロ）大嶺方面は綿花堡、八家子より南迫しつゝあり（ハ）上下柳河子より燒達匈に進入せし一部は我陣地前に達せり。

○我中央軍方　花店、板橋堡、柳塘溝の線に在りし敵は、柳塘溝より鐵道線路を南進し其先頭は南五里街に達せり、此敵は長徑約二里にして未だ後見に至らず。

○我左翼軍方面　（イ）主力は柳塘溝孫家臺附近に在り（ロ）城廠方面及び（ハ）本溪湖方面は對戰中なり。

○十日以後の戰況　我右翼軍は、敵の攻擊軍を迎ひて防禦陣地を固守し、中央及び左翼の二軍は攻擊を以て山地に驅逐するの大運動を開始し、慘憺たる砲戰は炭坑鐵道に沿て起り、次第に北方に進むで、玉門子山方面に及ぶ○十一日最右翼本溪湖を軸心として右、左、中央の三軍を旋回前進せしむ、則右翼軍も攻勢に轉じ、見力高地、上柳河子、燒達匈方面に激戰△中央軍の戰線は十里河の左岸に達して三黒石山及び紅寶山に達し△左翼軍は十里河の南方五里臺子より二里臺子に至る間に連り△我砲兵は全力を擧げて砲火を注ぐ○十二日中央軍は、更に進で北三家子に向ひ、右翼軍は永安寺、燒達匈に向て夜襲を加へ、松永隊は三城子を占領し、線北堡及び八家子附近の敵を掃蕩す○十三日本溪湖方面の敵兵は

包圍運動を中止して牛心臺、虎頭崖附近に退き、防勢を取て戰へり△松永隊は朝仙嶺に苦戰し△右翼軍は歪頭山の敵と挑戰し、馬耳山に突進す△敵の鎖鑰陣地たる楊城塞の險あり、之を攻陷すると否とは全體の戰局に影響少からず、故に敵は頑として死守せり、我、岡崎、可兒、谷山、川崎、志波の諸隊力を協せて攻擊し、志波隊先づ頂上の敵を麾にし、日章旗を樹て他の諸隊と共に確實に占領せしは、夜八時なり、此役志波少佐戰死す。

如斯、數日間の激戰當に我軍の勝利に歸し、十四日には我軍主力方面の敵は漸次退却の模樣を現せり、故に我部隊は和尙溝、興隆屯方面に向て追擊を始む、敵は西溝山を固守せり、則蝦蟆塔、廟溝、胡家孤子の三方面より包圍之を奪取し、一部隊は歪頭山に前進す、敵は潰亂北方に向て退却せり、我大部隊は相前後して沙河の左岸に達し、友軍は蒲草窪より長嶺子を經て沙河堡の線に出で、左岸の地我有に歸せり○十五日我軍の主力は猶追擊を續行して奉集堡、唐家堡、邊牛录堡の各地を占領し、進で康大人山に向ひ雜なく之を奪取し、又太子河左岸より咸寧方面に向たる騎兵部隊は、孤家子を經て肖河家を過ぎ、高間寨を占領す、敵は一部は撫順方面に向ひ、其大部は奉天方面に向ひ鐵道以東に於て三條道の路を取て退却せり、敵帥黑鳩禽は早くも沙河堡を去て、遠く北方に退き、部下の主力は右岸の線に止りて退却せざるのみならず、動もすれば、却て北方より增加の模樣にて、大會戰の後は、彼我共に兵氣を養ひ、防備を修めつゝあり、十一月十五日には步騎三千、砲八門の敵七臺子及び媽々街に砲擊し來り、十八日には興隆屯附近に來襲せしも我に損害なし、爾來も依然小衝突、小戰闘は各所に行はれ、敵の防禦工事は著しく進捗し、且其援軍補充も大に加はり、再度の大會戰の機漸く熟せむとするものゝ如し、蓋、敵の計畫は沙河を以て防禦の第一線とし、白河塔を第二線、渾河右岸を第三線とし、又康大人、撫順間に軍道を開設し奉天、撫順、鐵嶺の各方面防備怠る所なし。

第九章　黑溝臺の會戰

旅順の陷落と歐露の紛擾は、敵軍の司令部に一大感動を與へ、如何にもして一度日本軍を突破せむとあせれども中央軍は堅くして援くべからず、域廠方面亦一步だも進むことを得ず、獨り黑溝臺、沈旦方面の日本軍左翼は力微にして進擊し易しと想ひ、敵の右翼グリツケンベルグ大將は卅八年一月廿三日より前進運動を開始し、土臺子、烟臺子より渾河を涉りて黑溝臺に迫り、二月廿五日健げにも我に向て突擊し來る、乃、立見中將を黑溝臺攻擊司令官とし、依田少將は右翼隊として蘇麻堡頭泡の線を占領し、岡見少將の左翼隊は其左方に連擊し、田部少將の豫備隊は古城子に屯して、長灘方面より來る敵を扼せしむ、かくて、木越中將と西島中將とは各一團の兵を率ゐて應援し、三晝夜の連續苦戰を經廿八日黑溝臺を占領し、捕虜五百餘を得北ぐるを逐ふて渾河を渡り、渾河右岸悉く我戰線内に入り、敵は四方臺及び牟魚泡附近に退却す。

第十章　奉天の大會戰

第九章　黑溝臺の會戰　第十章　奉天の大會戰

奉天の運命如何は、實に露軍全体の死活に關するを以て、其防守に全力を傾注せるなり、沙河の合戰以來、敵は退て其右岸に據り、益〻兵力を奉天に集中し、愈〻前面の防備を嚴にし、必ず我軍を此地に阻止して一歩も北進すること能はざらしめ、交戰以來の屈辱を雪きて奉天の支持を全ふせむとし、牛莊に黒溝臺に將た城廠方面に、屢〻奇襲を企たりと雖、一も其目的を達すること能はず、深く苦辛煩悶に沈むの際、戰機刻々に熟し、彼我八十五萬の大軍、四十餘里の全線、悉く活動、連日の激戰となり、我は行く〳〵敵を北方に壓迫し、巧に之を奉天附近に包圍し、更に猛烈なる攻撃を加ひて之を占領し、且西は新民廳を奪ひ、東は撫順を略し、北ぐるを逐ふて、益々敗殘兵を猛撃し、敵の恃て以て敗退途上の根據地とせる鐵嶺の險、一擧直に我手に收め、一方興京の要地亦之を占領し、是に曠古の大戰は、曠古の成効を奏して、偉大の名擧は我軍の頭上に輝けり。

偖、我軍配置の概要を按ずるに、中央（野津軍）左（奥軍）、右（黒木軍）兩翼の三兵團を奉天の前面に布列し、之を當面の敵陣に向はしむ、此三兵團は、東は本溪湖附近より西は渾河左岸の間に配置せられ、更に左翼の左翼に聯りて乃木軍あり、中間騎兵團を挾て兩軍を聯繫し、此最左翼の兵團は、渾河右岸より遂河左岸の間に配置せられ、此方面より漸次に迂回、西北方より奉天を衝むとするもの、更に右翼の右方に川村軍あり、此軍は城城方面より進出して右翼に聯り、興京方面を衝くの任を有す、此蜒蜿長蛇の陣形を以てする我軍は、全線一時に活動を起し、奉天と撫順とを包圍せむとす、之を全局の戰迹に見るに、左右の極端に位する兩兵團の迅速なる進行は眞に驚くべきものあり、最右翼は清河城占領後益々北進を續け、馬群丹地塔附近に頑守せる敵團を掃蕩し、八日渾河左岸に迫りて撫順を麾し、十日之を占領し敵を北方に驅逐す、又最左方に迂回せる兵團は、疾風の勢を以て渾河の敵を掃ひ、進で新民廳を占領し、中央、左、右の三軍が猶沙河線一帶の地に頑敵と對抗中、早く既に奉天の西北方に進出し鐵道線路を隔て、奉天城を壓迫す、かゝる間に沙河線の各兵團も漸次攻撃を進め、左右最極の兵團と共に四面より奉天を包みて全く此地を占領せしなり、今其經過の概要を左に摘錄す。

▲沙河方面　二月廿四日右翼團の右翼隊は鄧眼嶺前肅家河子を、中央は下達貝溝より張起塞南方を、左翼隊は修家坎高地を占領〇廿六日戰地に大風雪あり〇廿七日夜四方臺、温盛堡附近に敵來襲し、激烈なる格鬪戰ありて捕虜多し〇三月二日高臺嶺東方高地及び長勾附近の敵の陣地を奪取す〇此日渾河左岸に大逆襲ありしも悉く撃退す〇三日松木堡子及び姚千戸屯を占領す〇四日武鎭營より東神堡、蘇胡に亘る地區占領〇渾河右岸の我兵は長灘より四方臺を追撃〇五日東孤嶺、松木堡子、柳匠屯占領〇漢城堡、小蘇家堡占領〇六日東部漢城堡より二臺子に亘る敵と對戰〇渾河右岸に敵の大逆襲ありしも撃退之を占領す〇七日漢城堡占領〇八日敵は今朝來退却を始む〇九日奉天城内に軍隊の宿營を嚴禁せらる〇鐵道線より渾河左岸に至る全地區我占領に歸す〇渾河右岸の楊士屯、李官堡の敵に大損害を與へ漸次奉天方面に壓迫す〇十日午前十時中央團と左翼團の一部奉天城を占領す〇沙河方面の各兵團は敵を全く渾河右岸に撃退し奉天東方及び北方にて包圍追撃△鐵道線路と奉天街道の中間の敵は全く包圍の中に在り、隊形紛亂非慘の狀態にて續々北方に退却す〇十一日敵の大縱隊が北方に退却するを包圍して之を降伏せしむ〇十五日奉天入城式を擧行し、增祺將軍（清國）の衙門を以て我滿洲軍總司令部に充て大山元帥、兒玉大將、鰐島少將以下幕僚之に入る。

第十章　奉天の大會戰

▲興京方面　二月十九日より廿二日までに葦子峪、金斗峪、太子河左岸の地區を占領す○廿三日清河城を砲撃し翌廿四日全く之を占領せり○廿八日救兵臺東北高地及び五百牛景西北高地を占領す○三月二日馬群丹及び地塔方面の敵は益々兵力を增加して屢々逆襲をなせり○六日敵は前日來頑强に抵抗せしも遂に之を撃退して邊石哈嗹及び懷仁地方を占領す○又本溪湖方面にては稗子匂を占領す○馬群丹方面に數日來優勢なる敵と交戰中の處八日午前其陣地より撃攘し北方に追撃す○九日夜撫順占領○十一日北二里の會元堡に達し撫順の東約七里の營磐を占領し○十三日興京占領○十五日通化を占領す。

▲奉天以北の掃蕩　奉天、撫順を占領したる我軍は、猶豫なく追撃を續行し、其一部隊は十日夕刻奉天北方約五里なる蒲河附近に至る○十一日大縱隊の退却せるに遇ひ遂に之を包圍降伏せしめたり○奉天附近は、猶敗殘兵の抵抗し又投降し來るものあり、敵の遺棄せし死体は到る處累々として戰利品は積て山の如し○十六日鐵嶺占領○十七日敵師クロパトキンは第一軍司令官に黜されリヂウヰチ總帥に任せらると云ふ○十九日鐵嶺の北九里なる開原占領○廿一日開原の北五里餘の昌圖府を占領す○奉天附近の會戰に於て我軍の捕虜となりし露の非戰鬪員は廿五日放還せらる○卅一日開原の東北九里の綿花街を占領す。

○十一日より吉林街道の敵は漸次退却○六月四日昌圖の東約四里なる沙河子停車場附近を占領し○十九日奉化街道附近の柳條匂を占領せり。

第十一章　日本海大海戰

旅順救援の目的を以て、卅七年十月十六日本國リボウ港を出發したる露國第二太平洋艦隊はロヂエストウエンスキー中將之を提率し、一隊は阿弗利加の南端を迂回し、一隊はスエズの運河を通航し、翌年一月一日マダカスカルに到着、滯留七十餘日にして三月十六日に至り抜錨、四十餘隻の大艦隊は大膽にも印度洋を横斷して海上に漂泊すること廿餘日、四月七日マラツカ海峽を南下し、十二日隱秘の間に佛領安南のカムラン灣に入て根據地と爲せしが、我抗議の爲此地を去てナトラン灣に假伯し、近海に時日を遷延し第三艦隊の到着を待てり、第三艦隊はヲボカトウ提督之を率ゐ、四月十七日錫蘭沖を通過し五月五日安南沖にて第二艦隊と合す、兩艦隊の勢力は戰鬪艦八、巡洋艦九、補助巡洋艦十二、海防艦三、驅逐艦十二、運送船十四、工作船一、病院船一總計六十隻にして意氣衝天の慨ありと稱す、かくて敵艦隊は軍議を凝して我對馬海峽を經て浦鹽に向ふに決し、十八日安南沖を發し十九日の夜に至り臺灣東海峽より太平洋に出づるの詭計を示して其踪跡を晦まし、更に針路を轉じて支那海に出で、上海沖より一直線に對馬海峽に向へり、我東鄕司令長官は疾く敵の方針を看破して我主力を要處に繫泊せしめ、爪生戰隊をして偵察及び敵艦誘致の任に當らしめ、部署を定めて遠來の好客を待てり。

廿七日未明、前哨艦は敵影を認めて本隊に報じ、十時頃より壹岐對馬の間に於て敵と接觸を保ちつゝ午後二時始めて敵艦を發見し、全艦に戰鬪開始を命じ『皇國の興廢此一戰にあり各員一層奮勵努力せよ』の信號を發す、かくて二時八分に至り敵より砲火を開きしが、我は暫く是に應戰せず六千米に至るを待

て猛烈に砲撃を加しかば忽左翼列の先頭艦ヲスラビヤを始とし旗艦クニヤージスワロフ、アレキサンドル其他續々火災を起し、或は撃沈せられて陣形大に亂れ、勝敗の大勢已に定れるに似たり。斯くて壹は猛烈に砲撃を加ひ、夜に入ては驅逐隊、水雷隊は敵に肉薄して襲撃し、翌日は早朝より殘敵の退路を遮断包圍せしかば、司令官ヰボカトウ少將は五隻を率ゐて降伏し、又午後四時過ぎ敵の後續驅逐艦は白旗を掲けて降れるを以て之を檢し、司令長官以下幕僚を捕虜とせり、始め敵の日本海を通過せむとせしは約卅八隻なりしが、或は撃沈、或は捕獲せられ損害十六万噸、總員二萬餘人の内捕虜六千餘溺死三千餘の巨數に達し、日本海の波は爲に紅に變じ朝鮮海峽は艦船の器具を以て滿さる、盖、敵艦の末路を列記すれば三十八隻の内撃沈二十隻、捕獲五隻、抑留二隻、逃走三隻、逃走後破壊沈沒二隻、逃走後抑留又は解裝六隻に及ぶ、嗚呼、縦に、一縷の望を波羅的艦隊に有したりし露國は、此敗滅を以て、前途恢復の餘地なきに至れり、乃、全世界の輿論は、我東郷大將の大成功を驚嘆すると共に、露國海軍の既に無勢力に瀕したるを確認せり。

日本軍艦存亡表

●は沈沒

	艦名	噸數	記事
	◎戰艦		
	敷島	一五、〇八八	
	朝日	一五、四四三	
●	『初瀬』	一五、二四〇	廿七年五月十五日旅順口外に於て水雷に觸れ沈沒
	三笠	一五、三六二	
	富士	一二、六四九	
●	『八島』	一二、五一七	廿七年五月十五日旅順口外に於て水雷に觸れ沈沒
	◎裝甲巡洋艦		
	浅間	九、八五五	
	常磐	九、八五五	
	吾妻	九、四五六	
	八雲	九、八〇〇	
	出雲	九、九〇六	
	磐手	九、九〇六	
	春日	七、七〇〇	
	進	七、七〇〇	
	◎裝甲海防艦		
	鎮遠	七、三三五	
	扶桑	三、七七七	
	◎巡洋艦		
	笠置	四、九七八	
	千歳	四、八三六	
●	『高砂』	四、二一七	廿七年十二月十二日黄海に於て水雷の爲沈沒

露國軍艦存亡表

●ハ撃沈○ハ解裝△ハ捕獲

	艦名	噸數	成レノ果
	◎戰艦		
●	『レトウヰザン』	一二、九〇二	廿七年十二月撃沈
●	『ペレスウイツト』	一二、六七四	同
●	『ボベータ』	一二、六七四	同
○	『ツエサレウイツチ』	一二、九一二	武裝解除
●	『ペトロポウロウスク』	一〇九六〇	廿七年四月十三日撃沈
●	『ホルターワ』	一〇、九六〇	廿七年十二月撃沈
●	『セワストーポリ』	一〇、九六〇	廿八年一月二日同
●	『クニャージスワロフ』	一三、五一六	廿八年五月廿七日撃沈
●	『イムペラートルアレキサンドル第三世』	一三、五一六	同
●	『ボロヂノ』	一三、五一六	同
△	『アリヨール』	一三、五一六	廿八年五月捕獲石見ト命名
●	『ヲスラービヤ』	一二、六七四	廿八年五月撃沈
●	『シソイウエリキー』	一〇、四〇〇	同
●	『ナワーリン』	一〇、二〇六	同

△『ライムベラトール』	九、五九四	竣世豪八年六月命名	

◎装甲海防艦

△『アケチラルアンドミラル』	四、二二六	竣世沖八年ノ島五月命名	
△『ツアドミラルセニヤー』	四、九六〇	同	見島ト命名
●『コアドミラルウシャー』	四、二二六	沈世八年五月撃	

◎装甲巡洋艦

クロモボイ	一二、三五九		
ロシヤ	一二、一九五		
●『リューリイク』	一〇、九三六	四世日七年沈八月十	
●『ペヤーン』	七、七二六	撃世沈七年十二月	
●『アドミラルナヒーモフ』	八、五二四	沈世八年五月撃	
●『ドミトリドンスコイ』	六、二〇〇	同	
●『ウラジミルモノマフ』	五、五九三	同	

◎巡洋艦

●『ワリヤーク』	六、五〇〇	日世撃七沈年二月九	
○『ベルラダ』	六、七三一	武装解除	
○『ディヤナ』	六、七三一	同	
○『アスコリッド』	五、九〇五	同	
『ボカチール』	六、六七五		
●『ノーウイク』	三、〇八〇	沈世七年八月撃	
●『パーリン』	三、二〇〇	沈世七年二月撃	
△アウローラ	六、七三一	武装解除	
△オレグ	六、六四五	同	
●『ベヴニートラナ』	三、七二七	撃同沈市七年五月	

◎其他ノ軍艦

●『吉野』	四、二二五	竣世七年五月十五日衝突の為沈
浪速	三、七〇九	
高千穂	三、七〇九	
新鷹馬	三、四二〇	
音羽高	三、四二〇	
須磨	二、八〇四	
明石	二、八〇〇	
秋津洲	二、八〇七	
嚴島	三、一七二	
松島	四、二七六	
橋立	四、二七八	
和泉	二、九六七	
千代田	二、四三九	
●『濱廻』	二、四八一	竣世於七年十一月関ホ十二日関れ三十沈日没鳴櫻方面
八重山	一、六〇九	
●『宮古』	一、八〇〇	竣世ホ七年五月十日大沽口に於て米艦に撃沈没

千早	一、二五〇	
龍田	八六〇	
●『平遠』	二、一八五	竣世ホ七年九月十八日旭海方面に撃沈没
筑紫	一、三八〇	
●『愛宕』	六二二	竣世七年十一月六日直隷湾に於て関東軍に撃れ沈没
摩耶	六二二	
鳥海	六二二	
赤城	六二二	
●『大島』	六四〇	竣世七年五月十八日遼東湾に於て徹突の為沈没
●『海門』	一、三六七	竣世ホ七年七月五日大連湾外に於て関東軍に撃れ沈没
高雄	一、七七八	
金剛	二、二八四	
比叡	二、二八四	
天龍	一、五四七	
龍驤	一、五〇二	
武蔵	一、五〇二	
和泉	一、五〇二	
筑紫	一、五〇二	
磐城	四、二二〇	

◎驅逐艦

朝潮	三七三	
白雲	同	
霞	三六四	
●『曉』	同	沈沒
春雨	三八一	
●『速鳥』	同	沈沒
雷	三一一	
電	同	
曙	同	
漣	同	
朧	三一一	
東雲	二七九	
夕霧	同	
陽炎	同	
有明	四〇〇	
吹雪	同	
霰	同	
叢雲	二七九	
不知火	同	
薄雲	同	
村雨	三八一	
朝霧	同	

△ゼムチユーグ　三、一〇三　武裝解除

◎『イズムルード』　三、一〇三　櫃座破壞

アルマーズ　三、二八五

◎其他ノ軍艦

グレミヤシチー外二十一隻

○『アンガラ』　一一、七〇〇　捕獲

◎驅逐艦

ポエウオイ外三十三隻(内二隻捕獲)

◎假裝巡洋艦

佐渡丸、備後丸、信濃丸、香港丸、日本丸、亞米利加丸、八幡丸、春日丸、熊野丸、日光丸、韓崎丸、滿洲丸、臺中丸、臺南丸

◎水雷艇

小鷹外八十四隻(内七隻沈沒)

假裝砲艦

大仁丸外二十隻(内大田川丸沈沒)

日本軍艦

艦種	戰爭ニ參列セシモノ 隻數	噸數	沈沒シタルモノ 隻數	噸數	現存隻 隻數	噸數
戰艦	六	八六、二九九	二	二七、七五七	四	五八、五四二
裝甲巡洋艦	八	七四、一七八	—	—	八	七四、一七八
裝甲海防艦	二	一一、一一二	—	—	二	一一、一一二
巡洋艦	二〇	六八、四八一	四	一二、七三三	一六	五五、七〇〇

其他ノ軍艦	一八		二六、六八九	四		四、七九七	一四		二一、八九二				
驅逐艦	二三		七、四二五	二		七三八	二〇		六、六八七				
計	七六		二七四、一八四	一二		四六、〇二五	六四		二二八、一五九				

▲水雷艇其他現存ノ特務艦ハ此外トス

露國軍艦

艦種	戰爭ニ參列セシモノ		擊沈		捕獲		武裝解除		現存	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
戰艦	一五	一八〇、九八〇	一二	一四四、九五八	三	二三、一二〇	一	一二、九一二	—	—
裝甲巡洋艦	七	六三、五三三	五	三八、九七九	—	—	—	—	二	一四、五五四
同海防艦	三	一三、二一二	一	四、一二六	二	九、〇八六	—	—	—	—
巡洋艦	一三	六五、四一六	六	二六、三四二	—	五二九、一一五	二	九、九六〇	—	—
其他ノ軍艦	二一	七六、七九三	一四	二五、二二二	二一	七〇〇、二一一	四四九	四二八、四一二	—	—
驅逐艦	三四	一〇、二九〇	一九	五、六六六	三	五九〇、二一	三	三、三三四	二	七〇〇
計	九三	四一〇、二二四	五七	二四五、二九二	二七	四四、四八六	一九	五六、八一〇	一〇	六三、六三六

▲水雷艇十七隻（以上二表ハ三十八年六月大本營海軍幕僚調査ニ據ル）

戰利艦船表

艦名	前名	艦種
石見	オレル	戰艦
相摸	ペレスウイツト	同
肥前	レトウ非ザン	同
壹岐	ニコライ一世	同
丹後	ボルタワ	同
周防	ポベーダ	同
阿蘇	ペヤーン	甲巡
宗谷	ワリヤーク	巡洋

外汽船 九 隻

艦名	前名	艦種
見島	セニヤーウ井ン	巡洋
津輕	パルラタ	同
沖島	アブラキシン	甲防
敷波	カイダマツク	雷砲
彥山	レシテルニー	驅逐
月	シールニー	同
雲卷	プサドニツク	雷砲
皐月	ヒエドーヴイー	同

第十二章　北韓軍の活動

開戰以來、元山以北には敵軍屢襲來せしも、常に我守備隊の爲脆くも擊退せらるるにも拘らず、韓人を使嗾して頻に騎兵を放ち、鏡城、城津等を燒夷し、其勢猖獗なり、當時韓國には未た優勢なる我軍の駐屯なく僅に仁川、平壤、龍巖浦、鎭南浦、釜山等に兵站基地を設けしに過ざりしが、卅八年夏に至り韓國駐劄軍司令部を京城に置き、中將三好成行を軍司令官とし、池田、阪井の兩少將之が旅團を指揮し、其

一部は六月廿日早くも北韓の要地たる鏡城を占領し、廿六日には雄城を略取し、漸次進で七月廿四日富寧、富北地方一帯を占領し、露、韓境上の雄鎮たる慶興の我有に歸するも將に旦夕に迫り、敵が無比の天嶮と賴める浦鹽斯徳の運命を制する亦近からむとせり。

第十三章　樺太の占領

奉天大捷後、遠く敵を吉林、長春一帶の地に蹙壓し、別働隊たる北韓の一部隊は、將に豆滿江を隔てゝ浦港に薄らむとし、戰局大に發展し、波羅的艦隊も亦た可憐なる運命に際會せしかば、特に樺太攻撃軍は組織せられ、陸海並進、南北二方より攻略の方策を以て、司令官には陸軍中將原口兼濟旅團長には内藤、竹内の兩少將之に任じ諸隊を督し、卅八年七月四日小樽を發す、片岡海軍中將は北遣艦隊司令長官となり陸軍を掩護しつゝ北進し、八日早朝コルサコフ十日ノトロ岬及びウラジミロフカ、ヅリジチユを占領し、二十四日にアレキサンドロフスキー廿七日には前衛はデルヘンスコエを占領し、騎兵隊はルイコフに進入し、更にウエデルニコフスキー附近を廿八日には本隊は樺太全島に軍政を布く、此日敵の軍使タウランに來り軍務知事リャプノフ中將の書翰を齎し、戰鬪中止を申込み、翌日第一ヘムダサにて敵の全權ドリヒチ大佐と我全權小泉參謀長と會見談判の結果我提出條件の通り決定し、將校約七十名、下士卒約三千二百名盡く降伏して全島平定す、其後八月卅日南部樺太ナイフチ河口にて五時間に亘る激戰ありしも遂に之を殲滅す。

以上之を要するに、南部は我軍の鋭鋒の爲に支離滅裂し、北部は風を望で競ひ降り、僅々三週にして樺太全島の裁定を見、三十年來の我宿怨を遂げて回復の功を全ふせり。

第十四章　露領沿海州の偵察

卅八年七月廿四日カストリー灣に派遣の片岡北遣艦隊の一支隊は、クレスターカンフ附近に上陸せしに皆逃走して人影なし、其後港内深く進入しパルサー島附近に至りし時アレキサンドルスキー電信局の位置に砲四門を認めしが、其二門は突然我に向て砲火を開けり、乃ち應戰して之を沈默せしめ、陸戰隊は直に上陸して敵砲を利用して走敵を射撃せり、又一支隊は堪察加方面に出動し八月十四日亞楊港にて砲銃等を鹵獲し、十七日にはオコーツク港にて小銃彈藥を鹵獲せり、又一支隊を黑龍江方面に分遣し、廿七日江南のツハアラシ、ラサレバの二哨所を發見して之を砲撃粉碎せり。

第十五章　談判と平和克復

卅八年六月九日講和に關し、米國大統領より懇切なる勸告ありしかば、我政府は露國の内心は兎に角も世界人道の爲此極甚なる慘禍を拯ふべき勸告に贊同し、其厚意を謝するの回答を送り、七月三日講和全

權委員として外務大臣小村壽太郎、米國駐劄全權公使高平小五郎の兩氏を任じ、隨員亦夫を任命あり、一行は其八日を以て東京出發、廿五日米國紐育に到着、廿八日大統領に會見せり、又露國にては再三委員を變更し此月十四日に至り遂にウヰツテに任命せり、同人は八月二日紐育に着、彼我委員は會場たるポーツマスに赴き九日初めて會見、十日我委員より講和の條件を交付し、十二日彼より回答あり、十四日より連日會議を開き十九日に至り談判終結す。此報の我本邦に傳はるや全國到る處講和の條件を非とし て演說會其他の集會を開きて其非を鳴せり、就中、九月五日東京日比谷公園の國民大會を解散せられれば 滿都大紛亂を極め、內務大臣官邸、警察署、交番所等の燒打となり、六日に至るも止まざるを以て戒嚴令を布くの不幸を見るに至れり、又八日の神戶、十二日の橫濱の大會等紛擾甚し、十三日桂總理大臣は各地方長官に向て講和問題に關し特に訓令を發せり、十五日全權委員の隨員山座政務局長以下デニソン、立花大佐、安達、落合兩書記官等歸朝、十四日講和條約の批准を濟せらる、露國亦此日を以て批准を了し翌日互に之を通知せり、十六日には小村全權委員歸朝と共に條約を發表せられ特に優詔を下し給ふ。廿六日華盛頓に於て講和條約の交換了り、茲に全く講和の事務終結す。

講和の經過は大要以上の如くなりしが、さて談判中の模樣は、彼我委員共に頑強にして始と破裂せむとしたりしが、米大統領は、露國委員に勸告し、又我政府に向ても『日本は既に露國に讓歩せしめて、意の如く滿洲及び韓國問題を解決し得、十分に開戰の目的を達したる以上、若し軍費の補償を得ざるの一事を以て談判を破裂せしめなば、列國は、或は日本は金錢の爲に戰ひ、多くの生靈を慘殺するを憚ざる者也と言む、是れ日本の爲惜むに堪えず、敢えて世界の平和と人道との爲、深く省慮を求む云々』と勸告せり、是に於て我政府は八月廿日元老と大臣の會議を開き、割地、償金の內露國の欲する一を讓歩すべき旨を全權委員に訓令せり、然るに露國は如何なる形式にても償金をば支拂ざることを斷言せしかば、小村委員は袂を拂て米國を引揚けむと最後の訓令を仰さし爲、廿八日 御前會議を開かれ、樺太の南半部を領有するのみにて償金の要求を撤回し、以て戰局を收むるに決して最後の訓令を與へらる、又是と同時にウヰツテにも露帝の最後訓令達せし由なれども、其內容は明ならず、斯くて廿九日談判纏り、左の如き條約の締結を見るに至れるなり。

日露講和條約及約款

日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下は兩國及其の人民に平和の幸福を回復せむことを欲し、講和條約を締結することに決定し之が爲め日本國皇帝陛下は外務大臣從三位勳一等男爵小村壽太郎閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權公使從三位勳一等高平小五郎閣下を全露西亞國皇帝陛下は(プレシデント、オヴ、ゼ、エムミツチー、オブ、ミニスタース、オヴ、ゼ、エムバイア、オヴ、ロシア」「セクレタリー、オヴ、ステート」「セルジ、ウヰツテ」閣 及亞米利加合衆國駐劄特命全權大使「マスター、オヴ、ゼ、イムピリアル、コールト、オヴ、ロシア」明神「ローマン、ローゼン」閣下を各其全權委員に任命せり因て各全權委員は互に其委任狀を示し其の良好妥當なるを認め以て左の諸條款を協議決定せり

第一條 日本國皇帝陛下と全露西亞國皇帝陛下との間及兩國並に兩國臣民の間に將來平和及親睦あるべし

第二條 露西亞帝國政府は日本國が韓國に於て政事上、軍事上及經濟上の卓絕なる利益を有することを承認し日本帝國政府が韓國に於て必要と認むる指導、保護及監理の措置を執るに方り之を阻礙し又は之に干涉せざることを約す

韓國に於ける露西亞國臣民は他の外國の臣民又は人民と全然同樣に待遇せらるべく之を換言すれば最

惹國の臣民又は人民と同一の地位に置かるべきものと知るべし

兩締約國は一切誤解の原因を避けむが爲露韓間の國境に於て露西亞國又は韓國の領土の安全を侵迫することあるべき何等の軍事上措置を執らざることに同意す

第三條　日本國及露西亞國は互に左の事を約す

一本條約に附屬する追加約款第一の規定に從ひ遼東半島租借權が其の効力を及ぼす地域以外の滿州より全然且同時に撤兵すること

二前記地域を除くの外現に日本國又は露西亞國の軍隊に於て占領し又は其監理の下に在る滿洲全部を擧て全然淸國專屬の行政に還附すること

露西亞帝國政府は淸國の主權を侵害し又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上利益又は優先的若くは專屬的讓與を滿洲に於て有せざることを聲明す

第四條　日本國及び露西亞國は淸國が滿洲の商工業を發達せしめむが爲め列國に共通する一般の措置を執るに方り之を阻礙せざることを互に約す

第五條　露西亞帝國政府は淸國政府の承諾を以て旅順口、大連並に其の附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其の一部を組成する一切の權利、特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す露西亞帝國政府は又前記租借權が其の効力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及財產を日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを互に約す

兩締約國は前記規定に係る淸國政府の承諾を得べきことを約す

日本帝國政府に於ては前記地域に於ける露西亞國臣民の財產權が完全に尊重せらるべきことを約す

第六條　露西亞帝國政府は長春(寬城子)旅順口間の鐵道及其一切の支線並に同地方に於て之に附屬する一切の權利、特權及財產及同地方に於て該鐵道に屬し又は其の利益の爲に經營せらるゝ一切の炭坑を補償を受くることなく且淸國政府の承諾を以て日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す

兩締約國は前記規定に係る淸國政府の承諾を得べきことを互に約す

第七條　日本國及露西亞國は滿洲に於ける各自の鐵道を全く商工業の目的に限り經營し決して軍略の目的を以て之を經營せざることを約す

該制限は遼東半島租借權が其の効力を及ぼす地域に於ける鐵道に適用せざるものと知るべし

第八條　日本帝國政府及露西亞帝國政府は交通及運輸を增進し且之を便易ならしむるの目的を以て滿洲に於ける其の接續鐵道業務を規定せむが爲成るべく速かに別約を締結すべし

第九條　露西亞帝國政府は薩哈嗹島南部及其の附近に於ける一切の公共營造物及財產を完全なる主權と共に永遠日本帝國政府に讓與す其の讓與地域の北方境界は北緯五十度と定む該地域の正確なる經界線は本條約に附屬する追加約款第二の規定に從ひ之を決定すべし

日本國及露西亞國は薩哈嗹島又は其附近の島嶼に於ける各自の領地內に堡壘其の他之に類する軍事上工作物を築造せざることに互に同意す又兩國は各宗谷海峽及韃靼海峽の自由航海を妨礙することあるべき　等の軍事上措置を執らざることを約す

第十條　日本國に讓與せられたる地域の住民たる露西亞國臣民に付ては其の不動產を賣却して本國に退去するの自由を留保す但し該露西亞國臣民に於て讓與地域に在留せむと欲するときは日本國の法律及管轄權に服從することを條件として完全に其の職業に從事し且財產權を行使するに於て支持保護せらるべし日本國は政事上又は行政上の權能を失ひたる住民に對し前記地域に於ける居住權を撤回し又は之を該地域より放逐すべき充分の自由を有す但し日本國は前記住民の財產權が完全に尊重せらるべきことを約す

第十一條　露西亞國は日本海「オコーツク」海及「ベーリング」海に瀕する露西亞國領地の沿岸に於ける漁業權を日本國臣民に許與せむが爲日本國と協定をなすべきことを約す

前項の約束は前記方面に於て既に露西亞國又は外國の臣民に屬する所の權利に影響を及ぼさざることに雙方同意す

第十二條　日露通商航海條約は戰爭の爲廢止せられたるを以て日本帝國政府及露西亞帝國政府は現下の戰爭以前に効力を有したる條約を基礎として新に通商航海條約を締結するに至るまでの間兩國通商關係の基礎として相互に最惠國の地位に於ける待遇を與ふるの方法を採用すべきことを約す而して輸入稅及輸出稅、稅關手續、通過稅及噸稅並に一方の代辨者、臣民及船舶に對する他の一方の領土に於ける入國の許可及待遇は何れも前記の方法に依る

第十三條　本條約實施の後成るべく速かに一切の俘虜は互に之を還附すべし日本帝國政府及露西亞帝國政府は各俘虜を引受くべき一名の特別委員を任命すべし一方の政府の特別委員又は正當に其の委任を受けたる代表者に引渡し同委員又は其の代表者に於て之を受領すべく而して其の引渡及受領は引渡國より豫め受領國の特別委員に通知すべき便宜の出入地に於て之を行ふべし

日本國政府及露西亞國政府は俘虜引渡完了の後成るべく速かに俘虜の捕獲又は投降の日より死亡又は引渡の時に至る迄之が保護給養の爲に各負擔したる直接費用の計算書を互に提出すべし同計算書交換の後露西亞國は成るべく速かに日本國が前記用途に支出したる實際の金額と露西亞が同樣に支出したる實際の金額との差額を日本國に拂戻すべきことを約す

第十四條　本條約は日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下に於て批准せらるべし該批准は成るべく速かに且如何なる場合に於ても本條約調印の日より五十日以內に東京駐劄佛蘭西公使及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使を經て日本帝國政府及露西亞帝國政府に各之を通告すべし而して其の終りの通告の日より本條約は全部を通じて完全の効力を生ずべし正式の批准交換は成るべく速かに華盛頓に於て之を行ふべし

第十五條　本條約は英吉利文及佛蘭西文を以て各二通を作り之に調印すべし其の各本文は全然符合すと雖も其の解釋に差異ある場合には佛蘭西文に據るべし

右證據として兩帝國全權委員は茲に本講和條約に記名調印するものなり

明治三十八年九月五日即ち一千九百五年八月二十三日（九月五日）ポオツマス（ニユー、ハムプシア州）に於て之を作る

小村壽太郎（記名）印
高平小五郎（記名）印
セルジ、ウイッテ（記名）印
ローゼン（記名）印

本日附日本國及露西亞國間講和條約第三條及第九條の規定に從ひ下名の全權委員は左の追加約款を締結せり

第一　第三條に付

日本帝國政府及露西亞帝國政府は同時に且講和條約の實施後直に滿洲の地域より各其軍隊の撤退を開始すべきことを互に約す而して滿洲より全然撤退すべし

鐵道線路を保護せむが爲守備兵を置くの權利を留保す該守備兵の數は一キロメートル毎に十五名を超過することを得ず而して日本國及び露西亞國軍司令官は前記最大數以內に於て實際の必要に顧み之に使用せらるべき守備兵の數を雙方の合意を以て成るべく少數に限定すべし

前面陣地を占領する兩國軍隊は最先に撤退すべし　兩締約國は滿洲に於ける各自の

滿洲に於ける日本國及び露西亞國軍司令官は前記の原則に從ひ撤兵の細目を協定し成るべく速かに且如何なる場合に於ても十八箇月を超へざる期間內に撤兵を實行せむが爲雙方の合意を以て必要なる措置を執るべし

第二　第九條に付

兩締約國に於て各任命すべき同數の人員より成る境界劃定委員は本條約實施後成るべく速かに薩哈嗹島に於ける日本國及露西亞國領地間の正確なる境界を永久の方法を以て實地に畝き劃定すべし該委員は地形の許す限り北緯五十度を以て境界線となすことを要す若し何れかの地點に於て同緯度より偏倚するの必要を認むるときは他の地點に於ける對當の偏倚に依りて之を填補すべし該委員は讓與中に包含せらるゝ附近島嶼の表及明細書を調製するの任に當り且讓與地域の境界を示す地圖を調製し之に署名すべし該委員の事業は兩締約國の承認を經ることを要す

前記追加約款は其の附屬する講和條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべし

明治三十八年九月五日即ち一千九百五年八月二十三日（九月五日）ポオツマスに於て

小村壽太郎（記名）

償金を拋ち樺太の北部を棄てたるは、國民一般の深く遺憾とせる所なれども、當時の情況、讓歩の止むべからざるものありしなり、其理由を按ずるに

一、リヰウイツチ將軍の率ゐる約四十五萬の大軍を破て、長春吉林を取り更に進むで哈爾賓を略し且一方には北韓其他の敵を驅攘して、浦鹽斯德を包圍する迄には三十八個師團の兵と、向ふ一年間の日子と、少くとも十八億以上の軍費とを要すべし、

二、當時の我兵は卅一個師團にして猶編制中の者二個師團なれば、更に五個師團の編制は容易にあらず殊に將校の補充に乏きを感ずべし、

三、又、更に十八億の軍費を供給することも不能にはあらざれども決して容易にあらざるべし、

四、假令、所要の兵と軍費とを調達して哈爾賓を略取し、浦鹽を包圍するも、露國は能く約四十億以上の我軍費を辨償するや否は期し難く、從來の例に徴すれば寧辨償せざるものと見ざるべからず、

五、又假令我欲する儘の土地を占領し得たりとせむか、隨て列國の忌嫉を招ざることを得ず、而かも四十億の軍費賠償を得ざる時は、財政上の疲弊を來して支持經營に困み、或は戰に勝ちて國衰ふの否運に陷ることなきを保し難し、

六、講和談判を破裂せしめて長く戰爭を繼續するとせば審に列國の形勢を考慮せざるべからず、八月以來ホーツマスの談判切迫するや深く列國の意向を探索せるに（イ）獨帝は親ら日本の要求が過當なるにては露帝自出馬して戰爭を繼續すべしと慫慂し、且一面には談判破裂せば伊太利其他と連合して列國會議を開くの意向あり（ロ）佛國も亦列國會議には異議ある筈なく（ハ）米國は日本が滿洲の利權を壟斷せざるかを懸念せるのみならず、自國が勸告せる平和の回復成らずむば、獨逸と協同して列國を連合せしめて、日露兩國間に仲裁して、必戰爭を止めしむべしと期し（ニ）英國は其歐洲政策に於て列國會議には反對する能ざる事情あるを以て、我に勸むるに寧此際多少讓歩するも努めて平和を回復すべきを以てし、日英同盟の効力は戰後の平和を支持するに足るべしと辯明せり。

以上の事情を綜合して深思熟考すれば、當時談判を繼めて講和したるは、寧ろ機宜を得たるものと云ふべし、惟ふに開戰以來我軍が連戰連勝、殆んど歷史上未曾有の壯觀なるを以て、我國民の多數は戰勝の結果を過大に想像し、甚しきに至ては、沿海州を領有し、且卅億乃至五十億の償金を得べしと思ひたる者もありと雖、是れ深く內外の大勢を察知せざるが爲のみ、要するに我宿昔の政策たる韓國保護の權利を確立し、且遼東半島の租借權を得、旅順の要地を占取して明治廿八年以來の宿志に酬ゐ、露國の野心を挫き其勢力を滿洲北部に壓縮して東亞に於ける露國の利權、志望、企圖を粉碎し、更に日英同盟の擴張に由て益〻我地歩を堅實にするを得たれば、先づ以交戰の目的は達し得たるものとして忍ばざるべからざるなり。

露國との條約成て平和克復に至るや、

我大元帥陛下には十一月十四日宮城御發輦伊勢へ　行幸神宮御拜親しく平和克復の御奉告あらせ給ひ、

又　皇太子殿下にも是月廿七日神宮御參拜あらせ給ふ、且　神武、孝明兩御陵を始め全國官國幣社へは勅使を派して奉告祭を行はせ給ひ、猶府縣社以下にても各奉告の祭事を行はしめらる。

第十六章　日英同盟條約

日英同盟は清韓兩國の獨立と領土保全を確保し、極東の平和を維持し、併せて各自の利益を增進せむが爲、締結せられたるものなりしが、今回の戰役の結果は、益々此同盟の範圍を擴張するの必要を來たしたるを以て、彼我兩國は互に胸襟を披きて懇議を遂げ、更に左の如き改正條約を締結せり、今や西に英國あり、東に我國ありて兄弟の義を結ぶ、假令、他に非望を企つるものありとするも、豈能く之に抗することを得むや、惟ふに此攻守の同盟は、慥に極東の平和を維持するの大鐵鎖たり。

日本國政府及大不列顛國は偏に極東に於て現狀及全局の平和を維持することを希望し且清帝國及韓帝國の獨立と領土保全を維持すること及該二國に於て各國の商工業をして均等の機會を得せしむることに關し特に利益關係を有するを以て茲に左の如く約定せり

第一條　兩締約國は相互に清國及韓國の獨立を承認したるを以て該二國孰に於ても全然侵略的趨向に制せらるることなきを聲明す然れども兩締約國の特別なる利益に鑑み即其利益たる大不列顛國に取りては主として清國に關し又日本國に取りては其清國に於て有する利益に加ふるに韓國に於て政治上並に商業上及工業上格段に利益を有するを以て兩締約國は若し右等利益にして別國の侵略的行動に因り若くは清國又は韓國に於て兩締約國孰かか其臣民の生命及財産を保護する爲干涉を要すべき騷擾の發生に因りて侵迫せられたる場合に於ては兩締約國は孰も該利益を擁護する爲必要缺くべからざる措置を執り得べきことを承認す

第二條　若し日本國又は大不列顛國の一方が上記各自の利益を防護する上に於て別國と戰端を開くに至りたる時は他の一方の締約國は嚴正中立を守り併せて其同盟國に對して他國が交戰に加はるを妨ぐることに努むべし

第三條　上記の場合に於て若し他の一國又は數國が該同盟國に對して交戰に加はる時は他の締約國は來て援助を與へ協同戰鬪に當るべし講和も亦該同盟國と相互合意の上に於て之を爲すべし

第四條　兩締約國は孰も他の一方と協議を經ずして他國と上記の利益を害すべき別約を爲さゞることを約定す

第五條　日本國若くは大不列顛國に於て上記の利益が危殆に迫れりと認むる時は兩國政府は相互に十分に且隔意なく通告すべし

第六條　本協約は調印の日より直に實施し該期日より五箇年間効力を有する者とす若し右五箇年の結了に至る十二箇月前に締約國の孰れよりも本協約を廢止するの意思を通告せざる時は本協約は締約國の一方が廢棄の意思を表示したる當日より一個年の終了に至るまでは引續効力を有するものとす然れども右終了期日に至り同盟國の一方が現に交戰中なるときは本同盟は媾和結了に至る迄當然繼續するものとす

右證據として下名は各其政府より正當の委任を受け之に記名調印するものなり

一千九百二年一月三十日倫敦に於て本書二通を作る

大不列顛國駐劄日本國皇帝陛下の特命全權公使　林　薫　印

大不列顛國皇帝陛下の外務大臣　ランスダウン印

第十七章　日韓條約

征露の戰役は、我が日本が直接に邦土上の關係あるにあらずして、全く淸韓兩隣邦が彼露國の爲に非常の迫害を受け、日一日に危殆に陷りつゝあるを見るに忍びずして、其獨立を維持し、領土を保全せしめむが爲に起したる義軍たり、而して今や交戰の目的を達して、復た迫害の餘地なからしめ得たりと雖、韓國の獨立を維持して其安全を期せんには、決して放任して外交を獨行せしむること能はざるを以て、我が政府は十分の保護と指導を爲さゝるべからざるの必要あり、依て左の如き條約を締結し京城に統監府を設け、地方に理事廳を置きて、着々扶植の事に努めつゝあり。

日本國政府及び韓國政府は兩帝國を結合する利害共通の主義を鞏固ならしめむことを欲し韓國の富强の實を認むる時に至る迄此目的を以て左の條款を約定せり

第一條　日本國政府は在東京外務省に依り今後韓國の外國に對する關係及事務を監理指揮すべく日本國の外交代表者及領事は外國に於ける韓國の臣民及利益を保護すべし

第二條　日本國政府は韓國と他國との間に存する條約を實行するの任に當り韓國政府は今後日本國政府の仲介に由らずして國際的性質を有する何等の條約若くは約束をなさゝることを約す

第三條　日本國政府は其代表者として韓國皇帝陛下の闕下に一名の統監（レジデント、ゼネラル）を置く統監は專ら外交に關する事項を管理する爲京城に駐在し親しく韓國皇帝陛下に內謁するの權利を有す日本國政府は又韓國の各開港場及其他の日本國政府の必要と認むる地に理事官（レジデント）を置くの權利を有す理事官は統監の指揮の下に從來在韓國日本領事に屬したる一切の職權を執行し並本協約の條款を完全に實行する爲必要とすべき一切の事務を掌理すべし

第四條　日本國と韓國との間に現存する條約及約束は本協約の條款に牴觸せざる限總べて其效力を繼續するものとす

第五條　日本國政府は韓國皇室の安寧と尊嚴を維持することを保證す

右證據として下名は各本國政府より相當の委任を受け本協約に記名調印するものなり

明治三十八年十一月十七日　特命全權公使　林　權　助

光武九年十一月十日　外部大臣　朴　齊　純

第十八章　日淸協約

露國との講和條約の結果として、我が國は露國の經營にかゝる滿洲の鐵道、遼東租借等の權利を收め得たりと雖、滿洲は淸國の領土なるを以て、講和條約中淸國に關する部分は、淸國をして承認せしめざるべからず、故に我政府は、講和談判の全權委員たりし外務大臣小村壽太郎を委員として淸國に派遣し、彼の委員慶親王、袁世凱と交涉十一月十七日より十二月十八日に亘り、前後二十回の會議を以て左の條約を締結せり。

大日本皇帝陛下及大淸國皇帝陛下は均しく明治卅八年九月五日即ち光緒卅一年八月七日調印せられたる日露兩國講和條約より生ずる共同關係の事項を協定せん事を欲し右の目的を以て條約を締結する事に決し之が爲に大日本國皇帝陛下は特派全權大使外務大臣從三位勳一等男爵小村壽太郎及び特命全權公使從四位勳二等內田康哉を、大淸國皇帝陛下は欽差全權大臣總理外務部和碩慶親王欽差全權大臣軍機大臣外務尙書會辦大臣瞿鴻禨及欽差全權大臣北洋大臣太子少保直隸總督袁世凱を各其全權委員に任命せり、依て各全權委員は互に其全權委任狀を示し其の良好妥當なるを認め以て左の條項を協議決定せり

第一條　淸國政府は露國が日露講和條約第五條及び第六條に依り日本國に對して爲したる一切の讓渡を承諾す

第二條　日本國政府は清露兩國間に締結せられたる租借地幷に鐵道敷設に關する現條約に關し勉めて遵行すべきことを承諾す

將來何等案件の生じたる場合には隨時清國政府と協議の上之を定むべし

第三條　本條約は調印の日より効力を生ずべく且大日本國皇帝陛下及び大清國皇帝陛下に於て之を批准せらるべし該批准書は調印の日より二箇月以內に成るべく速かに北京に於て之を交換すべし

右證據として兩國全權委員は日本文及び漢文を以て作られたる各二通の本條約に署名調印するものなり

明年三十八年十二月二十六日即ち光緒三十一年十一月二十二日北京に於て之を作る

特派全權大使外務大臣　小村壽太郎（記名）印

特命全權公使　內田康哉（記名）印

欽差全權大臣　慶親王（記名）印

欽差全權大臣　鴻機（記名）印

欽差全權大臣　袁世凱（記名）印

日清兩國政府は滿洲に於て雙方共に關係を有する左の事項を決定し以て遵守に便ならしむる爲左の條項を協定せり

第一條　清國政府は日露軍隊撤退の後成るべく速かに外國人の居住及び貿易の爲自ら進みて滿洲に於ける左の都市を開くべきことを約す

盛京省　鳳凰城　遼陽　新民屯　鐵嶺　通江子　法庫門

吉林省　長春（寬城子）　吉林　哈爾賓　寧古塔　琿春　三姓

黑龍江省　齊々哈爾　海府爾愛琿　滿洲里

第二條　清國政府は滿洲に於ける日露兩國軍隊幷に鐵道守備隊の成るべく速かに撤退せられんことを切望する旨言明したるに依り日本國政府は清國政府の希望に應せんことを欲し若し露國に於て其の鐵道守備兵の撤退を承諾するか或は清露兩國間に別に適當の方法を協定したる時は日本政府も同樣に照辦

すべきことを承諾す若し滿洲地方平靖に歸し外國人の生命財產を清國自ら完全に保護し得るに至りたる時は日本國も亦露國と共に鐵道守備兵を撤退すべし

第三條　日本國政府は滿洲に於て撤兵を了したる地方は直に之を清國に還付し又不用に歸するものは撤兵前と雖も之を還付することを承諾す

講和條約々款に規定せる撤兵期限內と雖も既に上記の如き撤兵完了の通知を得たる各地方には自ら其の安寧秩序を維持するため必要の軍隊を派遣することを得るものとす日本國軍隊の未だ撤退せざる地方に於て若し土匪の村落を傷害するものある時は清國地方官も亦兵隊を派遣し之を操捕することを得但し日本國軍隊の駐屯地帶の二十清里以內に進入することを得ざるものとす

第四條　日本國政府は軍事上の必要に依り滿洲に於て占領又は收容せる清國公私財產は撤兵の際悉く清國官民に還付し又不用に歸するものは撤兵前と雖も之を還付することを承諾す

第五條　清國政府は滿洲に於ける日本軍戰死者の墳墓及び忠魂碑所在地を完全に保護するため總て必要の處置を採るべきことを約す

第六條　清國政府は安東縣奉天間に敷設せる軍用鐵道を日本國政府に於て各國商工業の貨物運搬用に改め引續き經營することを承諾す該鐵道は改良工事完成の日より起算し（但軍隊竝還の爲遲延すべき期間十二箇月を除き二箇年を以て改良工事完成の期限とす）十五箇年を以て期限とす即ち光緒四十九年に至りて止む右期限に至らば双方に於て他國の評價人一名を選び該鐵道の各物件を評價せしめて清國に賣渡すべし其の賣渡前に在りて清國政府の軍隊幷に兵器糧食を輸送する場合には東清鐵道條約に準據して取扱ふべく改良の方法に至つては日本國の經營機關者に於て清國より特派する委員と切實に商議するものとす該鐵道に關する事項は東清鐵道條約に準じ清國政府より委員を派し查察經理せしむべく又該鐵道に依り清國公私貨物を運搬する運賃に關しては別に詳細なる規定を設くべき者とす

第七條　日清兩國政府は交通及び運輸を增進し且之を辨易ならしむる目的を以て南滿洲と清國各鐵道との接續業務を規定せんが爲成るべく速かに別約を締結すべし

第八條　清國政府は南滿洲鐵道に要する資本の材料に對し各種の稅金及び釐金を免ずべきことを承諾す

第九條　盛京省內に於て既に通商場を開設したる營口及び通商場と爲すべく約定したるも未だ開かざる安東縣幷に奉天府各地方に於て日本居留地を劃定する方法は日清兩國官吏に於て別に協議決定すべ

し

第十條　清國政府は日清合同材木會社を設立し鴨綠江右岸地方に於て森林切伐に從事する事其の地域の廣狹年限の長短及び會社設立の方法幷に其同經營に關する一切の章程は別に詳細なる約束を取極むべきことを承諾す日清兩國株主の利權は均等に分配すべし

第十一條　滿韓國境貿易に關しては雙互に最惠國の待遇を與ふべきものとす

第十二條　日清兩國政府は本日調印したる條約及び附屬協約の各條に記載せし一切の事項に關し雙互に最惠の待遇を與ふることを承諾す

本條約は調印の日より効力を生ずべく且本日調印の條約を批准せられたるときは本協約も亦同時に批准せられたるものと見做すべし

右證據として下名は各其の本國政府より相當の委任を受け日本文及び漢文を以て作られたる各二通の本協約に記名調印するものなり

明治三十八年十二月二十二日即ち光緒三十一年十一月二十六日北京に於て之を作る

各全權調印記名

第十九章　海陸軍の凱旋式

（一）海軍大觀艦式

東鄕聯合艦隊司令長官は、幕僚と共に三十八年十月二十二日凱旋して直に參內戰況を奏上す

客歲二月上旬聯合艦隊が、大命を奉じて出征したる以來、茲に一年有半、其間海陸の交戰皇軍勝利を獲さる事なく、今日再たび平和の秋に遇ひ、臣等犬馬の勞を了へて大纛の下に凱旋するを得たり、是れ一に

大元帥陛下御威德の然らしむるものにして、臣等の終始感激措く能はざる所なり。

初め聯合艦隊の海上に第一期作戰を開始するや、臣は大命に基き海陸の形勢と陸戰の方向を考察し、敵艦隊の主力を旅順方面に拘束し、之をして浦鹽の要地に攜らしめざるを以て戰畧の主旨とし、先旅順仁川に敵を迅擊し、更に數次の攻擊を重ね以て漸次に其勢力を減殺し、又屢〻冒險なる敵港の閉塞及敵前の水雷沈置等を試み、以て敵の出動範圍を縮少するに力め、尙麾下艦隊の一部を常に朝鮮海峽に駐めて海上の要衝を扼し、以て浦鹽の敵を監視すると同時に旅順の敵に對する第二戰線たらしめたり、此作戰の前期中敵は終始地理に據りて退嬰を事とし、我軍連續の攻擊も容易に其成果を收むる能はざりしが、八月中旬敵艦隊主力の旅順より浦鹽に逃れむとするに及で、黃海及蔚山沖の海戰を見るに至り、期せずして全く敵の戰略的企圖を摧破し、我作戰目的の過半を達成するを得たり、其後戰漸く步武を進め、旅順の背面に對する我攻圍軍不撓の追擊は、海上に於ける耐久の封鎖と相須て、遂に敵艦隊の主力を其要塞の下に殲滅するに至れり、惟ふに、此期の作戰は戰勢の自然に伴ひて漸進微功を積み、攻戰約十箇月に亘り、我將卒の心力を傾注し、智勇を發揮したること本戰役中に冠絕し、忠死の士、殉難の艦亦少からざりしと雖、戰局の大勢は茲に初めて定り、爾後日本海に於ける決勝の機運も此間に萠芽したるを覺う。

今春年改まると共に第二期の作戰に移り、我艦隊は更に兵力を整頓して敵の第二艦隊に備へ、傍ら露領沿海州を包鎖して敵國軍資の輸入を遮斷し、時に支隊を南洋に分遣して、敵の航通を威嚇するに勉め、其間對馬、津輕、宗谷、國後等の諸水道附近に於て捕獲したる船舶三十餘隻を算す、初夏五月に入り、敵の第二艦隊近海に出現するに及びて、豫め我全力を朝鮮海峽に集中し、逸を以て勞に乘ずの策を執りしが、我將卒の勇敢なる動作及神明の加護に由り、著著其功を奏し、日本海海戰の一擧、敵影を海上より掃蕩し、以て此期の作戰を終結するを得たり。

爾來、海洋は名實共に我艦隊の制壓に歸し、作戰第三期に入りしも、負擔の任務は大に輕減し、或は陸軍と與に樽俎の攻略に從事し、殆と一兵を損せずして協同の任務を果し、或は時々北韓方面に作動して敵を脅威し、且依然露領の包鎖を續行して、休戰平和の終局に至る迄確實に之を維持せり。

之を要するに、聯合艦隊の作戰、及其一期に於て戰勢を定め、第二期に移りて戰勝を決し、第三期に入りて戰果を收めんとしたるものにして、此の間緩急難易の差異ありしと雖、全局に亘る一貫の攻戰

は、其始より順當に經過し、終に今日あるを見るに至れり、今や凱旋して東京灣に集合せる帝國艦船大小百七十餘隻、固より戰後に亡失したるものありと雖、更に戰利として獲得したるものを加へ、尚能く戰前に劣らざる武力を保有するを得たるは、臣等の誠に光榮とする所なり、終に臨み、臣は聯合艦隊及、滿韓に於ける陸戰の効果に依り其偉利を蒙りたること少からず、又海軍大小諸機關の整備活動其他諸官衙の支助協力に依り、海上の作戰遺憾なく進捗したることを感喜す、茲に、謹て海上作戰の經過を奉告し、大命に對する責務の結了を奏　聞す。

明治三十八年十月二十二日

聯合艦隊司令長官　東　鄉　平　八　郎

右に對し特に優詔を賜はる、翌二十三日は東京灣に於て大觀艦式を行はせ給ふ、此日艦船悉く滿艦飾を爲し、旗艦敷島は第一列の先頭に立ち、富士、朝日、出雲、常磐、見島、沖島及び丹後の各艦之に次ぎ、第二列より第六列まで砲艦、巡洋艦、驅逐艦、水雷艇、假裝巡洋艦順次に並列し、第六列の後面には病院船を始め各種の特務船を置き、第一列の後面には我同盟國たる英國艦隊威儀を正して陪觀せり、此日大元帥陛下には淺間艦に乘御親しく檢閲あらせられ、優渥なる勅語を賜ふ、則海軍は此大觀艦式の濟むと共に戰時組織を解きて平和組織に復されたり。

（二）陸軍大觀兵式

滿洲軍總司令官大山元帥は召還の命を拜し、參謀長兒玉大將以下を隨ひて三十八年十一月二十五日奉天を發し、十二月七日帝都に凱旋直に參內して左の奉告を爲せり。

臣嚴客歲六月滿洲軍總司令官たるの　大命を奉じ、一軍を率ゐて鋭鋒を挫き、旅順に堅城を陷れ、黑溝臺に敵の大企圖を摧き、奉天に大軍を擊碎し、其他大小交戰數十回、一として戰勝を博せざる無く、以て開戰當初の目的を達するを得たるは、偏に　陛下の御稜威と、將卒の忠勇に依らずむばあらず、尚國民の忠愛なる後援は、有形無形上將卒の志氣を鼓舞し、海軍の偉大なる戰捷は、沿海の作戰に大なる効果を及ぼし、殊に軍の大動脈たる海上の連絡線を鞏固にし、內外當局官憲の熱誠なる努力は中外の事情を明瞭にし、諸般の補給を確實にし、衛生の効果を全ふし、以て作戰の指導に一大援助を加へたり、是れ　臣等の感喜する所なり、而して、生命を犧牲に供したる幾多將卒の爲めには、哀悼の情を禁ずる能はず、今や平和克復し、闕外の任全く畢り、天顏に咫尺するの光榮を得、感激の至りに堪へず。各軍に於ける作戰の概況は、其凱旋に應じ、當該軍司令官をして復命以　聞す。

明治三十八年十二月

滿洲軍總司令官　侯爵　大　山　巖

大元帥陛下には此奉告に對し、優渥なる　勅語を賜ひ、入御の後別殿に於て酒饌を賜ふ、又山縣元帥には立ちて左の演說をなせり。

本日は、大山總司令官閣下以下、總司令部職員諸君の名譽ある凱旋を迎へ、且其崇重すべき戰況奉告の席に參列し、今又茲に恩賜の酒饌を共にし、別來內外經過の情況を獻酬談笑の間に交換するは、吾人の最光榮とする所なり。

余は大山閣下以下の勇健なる姿容を見、其偉大なる功業を思ひ、洵に感激に堪えず、曩に　陛下に奏請し、茲に一言頌辭を述ふるの允可を得たり。

昨年七月總司令部出征後、余乏に戰時參謀總長の要職を承けてより以來、一年有半、　陛下の帷幄に參畫し、幸に大過なきを得たるは、偏に　大元帥陛下の聖明允武なる御指導と、總司令官並に總參謀長以下の協同奮勵深謀善戰の力に因るものにして、余の深く感佩する所なり。

本日は、大山總司令官閣下以下、總司令部職員諸君の名譽ある凱旋を迎へ、且其崇重すべき戰況奉告の席に參列し、今又茲に恩賜の酒饌を共にし、別來內外經過の情況を獻酬談笑の間に交換するは、吾人の最光榮とする所なり。

余は大山閣下以下の勇健なる姿容を見、其偉大なる功業を思ひ、洵に感激に堪えず、曩に　陛下に奏請し、茲に一言頌辭を述ふるの允可を得たり。

昨年七月總司令部出征後、余乏に戰時參謀總長の要職を承けてより以來、一年有半、　陛下の帷幄に參畫し、幸に大過なきを得たるは、偏に　大元帥陛下の聖明允武なる御指導と、總司令官並に總參謀長以下の協同奮勵深謀善戰の力に因るものにして、余の深く感佩する所なり。

戰役當初我が陸軍は第一軍をして敵を鴨綠江畔に敗らしめ、此機に乘じ第二軍を遼東半島に揚げ、敵の左肋右顧するに當り、第四軍を其中間大孤山に上せ、第二軍の敵を南山に擊て之を南方に驅逐するや、直に第三軍を進め、之に代りて旅順方面に對せしめ、第二軍をして急轉して第一、第四軍と呼應

北進せしめ、茲に攻守の大勢を定めたり、此間大山元帥閣下には　陛下の幕僚長として、此機敏なる運用に參畫し、而して三軍と齊しく北進の途に上り、之を糾合して策應協同、其目的に向はしめしが滿洲軍總司令部を置かるゝに方り、總司令官の重職を奉じ、計畫指揮其宜しきを得、遼陽に、沙河に、奉天に、戰史以來未曾有の大戰を交へ、戰線の長さは數十里に及び、提兵數十萬、每回激戰數旬に亘り、炎熱を冒し、祁寒を凌ぎ、克く困苦缺乏に堪へ、常に優勢の敵を擊破し、我軍をして前古未聞の偉績を收めしめたり、是實に總司令官其人を得、聖明允武なる　陛下の神算は、行行其衝に當り、忠勇無比の將卒は上下協同、益其能力を發揮したる結果にして、此統帥たる總司令官の勳業は、長へに汗青を照して決して磨滅せざるべし、余は茲に杯を擧げて其空前の常勝將軍たる大山閣下の成功を祝し、其健康を祈らむとす。

次に、余は猶此常勝將軍たる大山總司令官の幕僚長として、畫策補佐して遺算なからしめたる兒玉大將の健康を祝す。

又各軍司令官は左の如く凱旋せり、

第一軍（近衞、第二、第　師團）司令官陸軍大將黒木爲楨十二月九日凱旋

第二軍（第三、第四、第六師團）司令官陸軍大將奥保鞏三十九年一月十二日凱旋

第三軍（第一、第九、第十一師團及び後備步兵第一、第十一旅團）司令官陸軍大將乃木希典　一月十四日凱旋

第四軍（第十、第五師團其他）司令官陸軍大將野津道貫一月十七日凱旋

鴨綠江軍（　）司令官川村景明一月二十日凱旋

如斯、陸軍の凱旋了りしを以て、四月三十日東京青山練兵場に於て大觀兵式を擧行し給ふ、眞に是れ曠古の盛典たり、參加人員は皇族殿下を始め約五萬人、全國の各團、隊、部に在るもの約十二分の一の員數を代表隊として參加せしめしものにて、將校以下は感狀を受けたるもの、永く戰場に在りし者、品行方正勤務勉勵なるものより撰拔せられたる最も名譽の人々にして、各隊の配列は、玉座の前面なる第一列は近衞及び第一師團の步兵、第二、第四、第五、第七、第八、第十、第十一、第十二師團の代表隊及び第十三、第十六旅團長、樺太守備軍司令官以下幕僚順次並列し、第二列には後備步兵聯隊以下、第三列には近衞爲兵聯隊以下を整列せしめたり、かくて　大元帥陛下には皇太子殿下を始め皇族以下供奉を隨ひ式場に出御、諸隊指揮官大山元帥、兒玉參謀長は鳳輦の前六步の處に進みて刀禮を行ひ、聯隊長以下出場人員を奏上し終れば　陸下には山縣元帥以下を隨ひ各軍司令部より順次に親閲あらせられ、終て優渥なる　勅語を賜ふ、式終るの後新宿御苑に於て大祝宴を開かせられ、酒饌を賜ひ且紀念として御杯を下賜せらる。

海軍紀念日　五月二十七日（日本海大海戰の當日）
陸軍紀念日　三月　十　日（奉天占領の當日）

第二十章　死歿者の祭祀

今回の戰役に參加して死歿せるものは、戰死も病死も壽く官幣靖國神社に合祀せらるゝことなるが、其第一回は開戰より旅順開城に至るまでの分にして三十八年五月一日より五日間、第二回は平和克復に基

る迄の間の分にして三十九年五月一日より五日間に何れも特に　勅祭の盛典を以て合祀あらせらる、祭事の森嚴壯重にして四民をして感激措く能はざらしめたるものは、實に伊勢太廟の奉告祭と此二回の大勅祭となり、皇祖皇宗に捧げたまへる御感涙は、やがて又殉難忠死の臣民に下したまへる御追懐の御涙なれ、二回共大元帥陛下　皇后陛下の行幸啓ありて親しく御拝あらせたまへ、縮て皇太子殿下各皇族の御參拝あり、合祀者の遺族には特に召して參拝の榮を頒たせられ、其恩典の厚き、式事の尊き前代破格の事にして、死者の光榮限りなく、遺族の名譽偉なりと云つべし、猶戰役に關係したるものは內地に在る非戰鬪員をも合祀あらせらるべき、御思召にて夫々調査中なりと云ふ、さて此二回に於る合祀人員は左の如し、

第一回　陸軍二萬九千八百二十九名　　海軍百二十一名　　計二萬九千九百五十名
第二回　陸軍二萬八千九百九十名　　海軍千八百八十七名　　計三萬八百七十七名
通計六萬六百二十七名

第廿一章　論功行賞

今回の戰役に直接從軍したる軍人軍屬は勿論、各種の文官、傭員、其他苟くも戰役の事に關係したる人々には、漏なく厚き恩賞を賜はるべき筈なるが、下士卒及び同相當の人々に下賜の標準は殊勳、勳功、勳勞、功勞の四階とし、殊勳の甲は功六級金鵄勳章年金貳百圓と勳六等單光旭日章を併せ賜ひ、乙は功七級金鵄勳章年金百圓と勳六等單光旭日章を併せ賜ひ、勳功は甲乙丙の三級とし甲は勳六等單光旭日章、乙は勳七等青色桐葉章、丙は勳八等白色桐葉章と各併せて賜金の御沙汰あり、勳勞また甲乙丙に分れ勳六等瑞寶章より勳八等瑞寶章と賜金あり、功勞は叙勳なくして一時賜金のみなり、將校以上に未だ發表の運びに至らざるも叙勳賜金は勿論、新に榮爵を授け賜はるべき人も少からざる由なり、亡者は重く之を祀り、存者は厚く之を賞し、旌表慰勞到らざる所なし、一旦緩急あれば五千萬の臣民、皆生命を捧げて邦家の爲に盡す、宜なる哉。

第廿二章　結　論

一、方略と經過

陸兵を滿州の戰場に輸送せむには、第一に極東海上の制海權を掌握せざるべからざるを以て、先つ旅順、仁川に在る露國の艦隊を擊攘し、更に敵の海軍根據地たる旅順口を閉塞封鎖して、我海上の陸兵輸送線を安全ならしめたり、疾風迅雷の勢を以て咄嗟の間是に至りしは、特り敵の膽を寒からしめたるのみならず、列國の耳目を驚かしたるを見る、彼の僅々四隻に過ざりし浦鹽の小艦隊すら、猶且對馬海峽に出沒して我陸兵輸送船を脅せしを以て見れば、旅順の港口を閉鎖して、其大艦隊の港外に出るや直に之に大打擊を加へたる我艦隊の任務が、如何に重くして効力の大なりしやを知るに足らむ。

又陸戰に於ては、先づ鴨綠江より滿洲に浸入し、次に遼東半島に於て旅順口と遼陽方面との敵の連絡を

絶ち、更に一軍をして旅順の要塞を攻圍せしめ、遼陽方面に對しては別に中央の一軍を加へて、江上よりせる者、半島よりせる者と三軍並進し、右翼の一軍常に包圍陣形を取て猛進し、一擧遼陽を略取し、暫く沙河に對陣して機の到るを待ち、旅順の陷るや其攻圍軍を北向せしめて最左翼とし、更に鴨綠江の上流より一軍を進めて之を最右翼とし、茲に五軍の大包圍形を取て奉天附近に最後の大決戰を試み、猛撃して敵軍を覆没せしめ、長驅して吉林、蒙古の咽上を壓し、將に哈爾賓を衝ひとしたり。

海軍も亦旅順の大艦隊を殲滅して後、敵が一縷の頼を囑せしバルチック艦隊が遠く極東に來るを待ち、形を斂め影を潜めて徐に新來の大艦隊を邀撃すべき準備を調ひ、日本海の大戰、一擧にして露國の海軍を全滅し、陸軍が奉天を陷れて戰局の大勢定まるや、陸海共力して樺太を取り、以て戰局の終結を告げしむ、蓋我が方略盡く圖にあたりて、經過亦一の違算なく、光榮ある効果を收め得たるは、世界戰史上決して其比を見る能はざる所とす。

二、性質と種類

戰場は、戰局制限と中立嚴守との爲に、滿洲と極東の海上とに限られしと雖、我と敵の本國とは其距離甚だ遠く、陸には歐亞兩大陸に跨れる露國鐵道及び西伯利亞の大鐵道に依て陸兵を輸送し、海にはバルチック艦隊の來るに際り、歐洲各國及び其所領地殖民地等は總べて中立の嚴守に努めたり、如斯、海陸兩面に亘て廣濶なる戰場との連絡を取りしが如きは、大古以來絶えて類例なき所とす、又六七十隻の艦隊兩々相擊ちし日本海の大海戰、六七十萬の大軍相對峙して奮戰したる奉天の大會戰の如きは、世界の戰史に絶えて事例を見ざる特種の大戰爭なりし也。

而して、露國に取ては遠隔せる弱外の戰爭なりしも、我國に取ては近接せる對岸の戰闘にして、我より敵の本土に進入することの極めて困難なるに反し、一朝彼我勝敗の位置を替えなば、敵兵の我か日本の本國に侵入するは易々たり、故に、我國よりせば實に國の運命を賭したる戰役たりしなり、又戰場たる滿洲は彼我孰れの領地にもあらずして清國の領内たり、此戰爭が清國の領土保全の爲に起りしとは云へ、如斯、兩交戰國が第三國の地上に相戰ひし類例は極めて稀なる所なり、而かも貧弱の新進國とせられし我日本が、世界最大の強國と認められし露國を擊破せるは、恰も三尺の兒童が横綱の關取を投倒したるが如し、彼が戰地との連絡に於て歐洲列國及び其所領地の全海岸に亘れるに、到る處之が中立を侵犯せむとせし爲、全世界をして悉く中立の格守に忙殺せしめたるの實あり、一戰役の爲全世界に影響を及ぼしたること、如此に蒲切廣濶なりしは古來曾て見ざる所なり。

三、結果と影響

海陸兩軍全勝の大功に對し、講和條約の得し所、聊之に副ざるの憾なきにあらずと雖も、交戰の目的たる露國の陰險なる侵略主義の根據を粉碎し、南滿洲より其勢力を驅逐して、清國の領土保全及び門戶開放を迫害せし一大障碍を排除し終り、滿洲に於ける清國の主權を承認せしめ又韓國の擁護を全うし、我日本の滿韓に於ける當然の地位と利益とは明白確實となりたるは動すべからざる効果にして、獨り露國の陸軍を遠く吉林省以北に驅逐したるのみならず、又其海軍を滅亡に歸せしめ、猶其勢力に委したる北滿洲の鐵道を擧けて軍用以外たらしめ、南滿洲の鐵道を我手に收め、遼東の租借地を讓與せしめ、樺太の南半部を領有し、浦鹽斯德以北の沿海漁業權を共同均一ならしめ、以て極東の海陸兩面に於て露國

南侵の勢力を防遏し、日英同盟と相俟つて益に確乎不拔の一大鎖鎖を横へ、以て極東永遠の平和を樹立したるは、蓋く其効果也。

又此効果に伴へる間接の効果、即影響として數ふべきもの頗多く、猶此戰役より受けし所の新なる範例少からず、其重なる二三を列擧せむに從來歐洲人の間には我日本を異人種異端の國と蔑視せし者ありしが、此の戰役に依て我國の儼然たる文明國たることを了解せしめたり、而して天祐神助、擧國一致、忠勇義烈及び人道獻身の觀念の旺盛なりしこと、列國の同情、國際道義、國際法規の恪守等は皆精神的練磨の極度に達せしものは戰略戰術の末も違算なかりしこと、軍隊及び武器の整齊有力なりしこと、軍機軍律の嚴肅周密なりしこと、文明利器の應用、新式器械の發明等、科學の發達極めて著大なりしこと、衛生事業の敏活懇到にして疾病の極めて少かりしこと、輸送事業の大規模にして敏捷周到なりしこと、新計畫の海陸に遂行せられしこと、三回に亘れる閉塞、海岸用重砲の要塞戰及び平原利用、工兵任務の著しく効力を奏せしこと等枚擧に遑あらず。

明治三十九年十一月三日印刷
明治三十九年十一月十日發行

不許複製

正價金貳拾錢

著作兼發行者 蓮沼義意 東京谷中清水町一番地寄木方

發行者 服部桑一 東京府淀橋町角筈四十番地

印刷者 中村彌助 東京市京橋區日吉町十番地

發行所 大賣捌所
東京淀橋町角筈四十番地 東京堂
東京神田區裏神保町 東京堂
東京京橋區三十間堀 東海堂
東京京橋區鍛冶屋町 良明堂
東京京橋區吳服町 北隆館
盛文社

U2
263

東京學事興信所宣るべ

東京學事興信所（は東都學事に關する諸般の事項を調査通信し社會の公益を計るを以て目的とす）

東京學事興信所（は東都諸學校及教員、講師、學生の如何を細大通信する一の學校案内所なり）

東京學事興信所（は其子弟の狀況を知らんとする地方父兄諸氏の安心を得る唯一の機關なり）

東京學事興信所（は將來東都に遊學せんとする地方青年男女の學校案内者なり）

東京學事興信所（は地方人士の依頼により學校、教員、學生、諸氏の當否を親切に通信するなり）

東京學事興信所（の通信は各老練の所員をして秘密に調査し速に通信するを以て最も安全なり）

東京學事興信所（の事業は營利的にあらず社會公益の事業たるを以て其通信は公平にして通信料金は最も低廉なり）

東京學事興信所（の通信料金は當分定期、臨時、至急の三種とす）

定期通信（定期通信は重に學生に關する消息通信にして東都留學生父兄諸氏の依頼により其子女日常の通學、學業の成績、朋友間の交際等を通信するものにして毎月兩度（一日、十五日）に其前半月の消息を細大通報し一ヶ月分前金壹圓三ヶ月貳圓七拾錢半ヶ年分五圓四拾錢なり）

臨時通信（臨時通信は諸般の申込みを含むものにして諸學校、學校職員、學生の狀況又は臨時の事項及將來東都へ遊學せんとするに際し前以て其學校の情況、講師の如何學生の風紀、學費の多少等に關する通信にして一件前金五拾錢にして五件以上一時に申込みの際は一件に付四拾五錢とす）

至急通信（至急通信は臨時至急要件を通信するものにして料金は其通信の種類に不拘一件を壹圓とす返信を電報する時は其實費を申受く）

東京淀橋町角筈新町四十番地

東京學事興信所

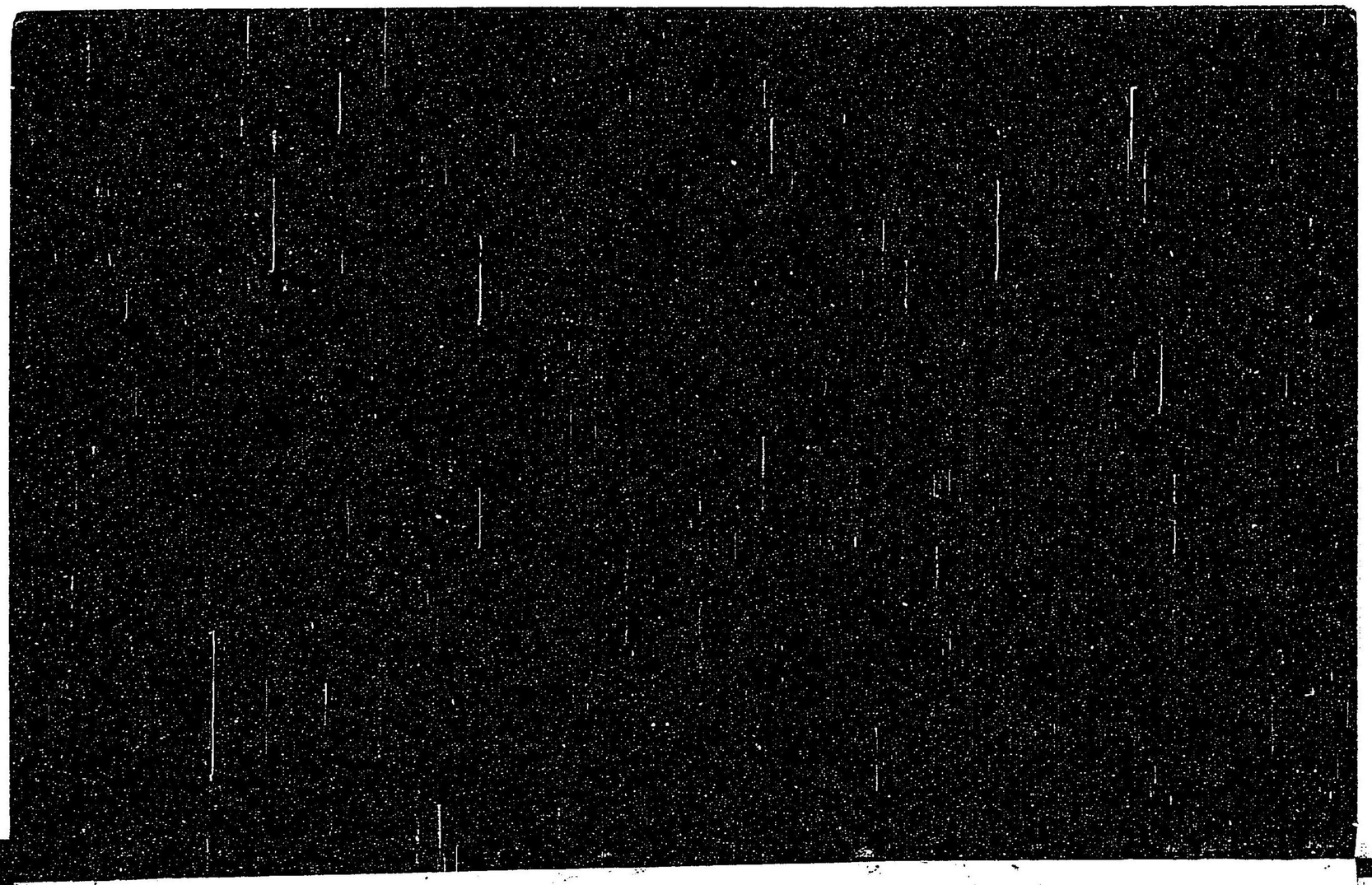

42
263

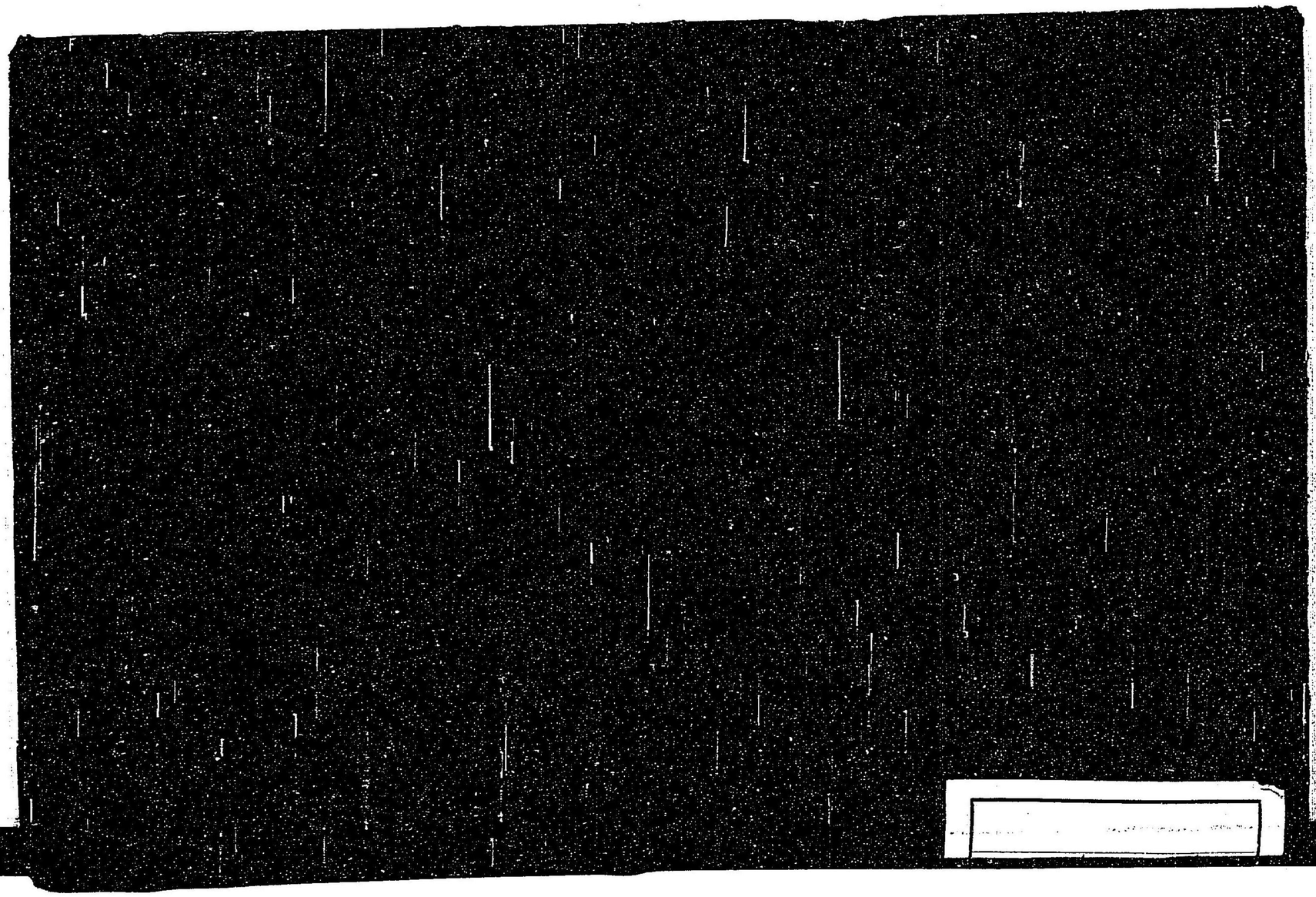

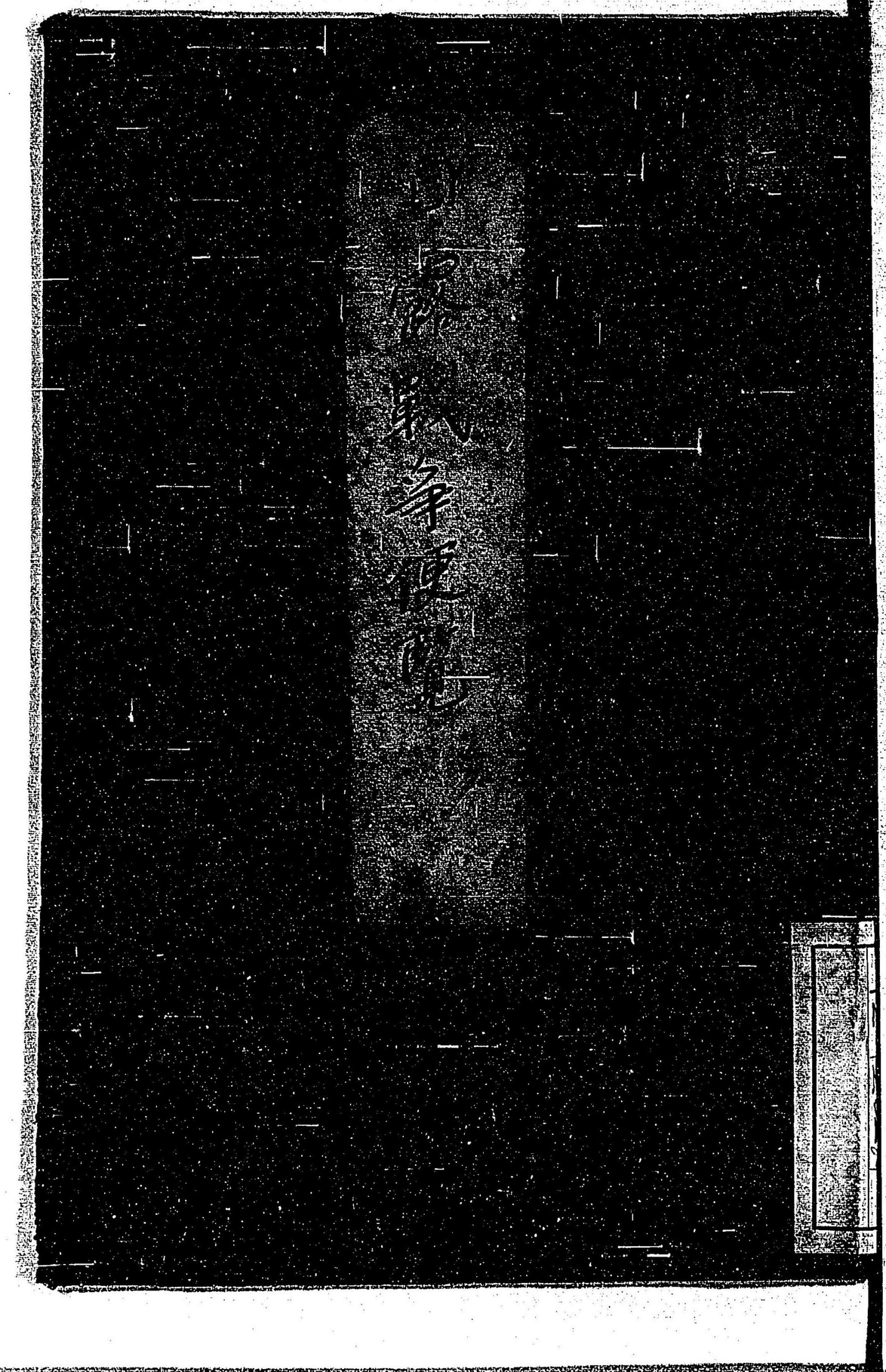

002895-000-4

42-263

日露戦争要覧

蓮沼　義意／編

M39

ACB-6455